

台湾情報誌

# 交流

2010年8月 vol.833  
財団法人 交流協会  
Interchange Association, Japan

馬政権発足2年を振り返って  
～今後の展望と日本企業の戦略～



# 交流

2010年8月  
vol. 833

## 目次

CONTENTS

馬政権発足 2 年を振り返って ~今後の展望と日本企業の戦略~ …… 1 (伊藤信悟)	
平成 22 年春の外国人叙勲台湾人受賞者報告 (2) ……17	
COMPUTEX TAIPEI 2010レポート ……18 (吉村章)	
台北事務所レポート FOOD TAIPEI 2010 (第20回台北国際食品展) が開催 ……29	
台北の歴史を歩く その 4 西門町を歩く ……31 (片倉佳史)	
台湾知的財産権質問箱 (Q & A) ……39 (松本征二)	
【台湾海峡をめぐる動向】 ECFA 調印が台湾にもたらす影響 ……45 (門間理良)	
コラム：日台交流の現場から 「チャイワン」について、想う ……55	
編集後記 ……56	

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、(財)交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、(財)交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

### ● ● 交流協会について ● ●

財団法人交流協会は、1972年(昭和47年)、日本と台湾との間の、実務レベルでの交流関係を維持するため、台湾在留邦人及び邦人旅行者の入域、滞在、子女教育及び日台間の学術・文化交流等につき、各種の便宜を図ること、我が国と台湾との貿易、経済、技術交流等の諸関係を円滑に遂行することを目的として、外務省・通商産業省(当時)の認可を受け設立されました。よって、財団法人ではありますが、外交関係の無い日台間において準公的性格を有する機関であり、台北・高雄事務所は、それぞれ大使館、総領事館と同じような役割を果たしております。

# 馬政権発足 2 年を振り返って ～今後の展望と日本企業の戦略～

みずほ総合研究所 調査本部アジア調査部  
上席主任研究員 伊藤 信悟

2008年3月22日に馬英九氏が総統選挙で勝利を収め、同年5月20日、8年ぶりに中国国民党(以下、国民党と略)が政権の座に返り咲いた。それから2年余りが経過した。この間、馬政権はリーマンショックに端を発した世界金融危機への対応を余儀なくされたが、その悪影響を極小化するためにも、対中経済交流政策の見直しを柱とする成長戦略の推進に力を注いできた。

本稿では、この2年間余り台湾の置かれてきた経済環境を振り返るとともに、馬政権が推進してきた成長戦略を整理する。そのうえで、馬政権の成長戦略が日本企業のアジアにおけるビジネス展開に与える影響、示唆について考察してみたい。

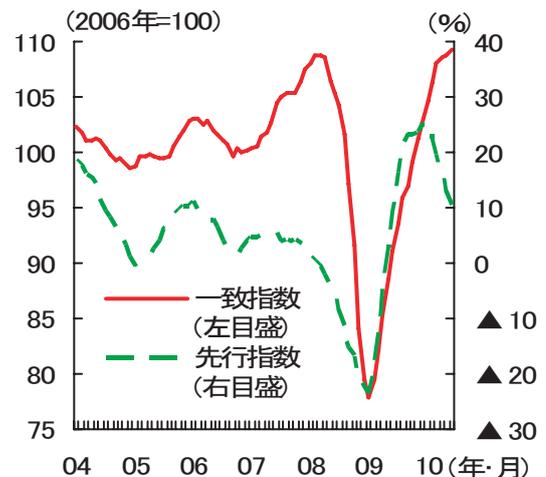
## 1. 世界金融危機の衝撃とそこからの脱却

### (1) 世界金融危機の衝撃

総統選挙が行なわれた2008年3月当時、台湾経済は高成長を享受していた。2005年2月に始まった景気拡大局面がピークをつけたのが、正に2008年3月であった(図表1)。2008年1～3月期の実質GDP成長率も前年比+6.9%と高水準に達していた(図表2)。

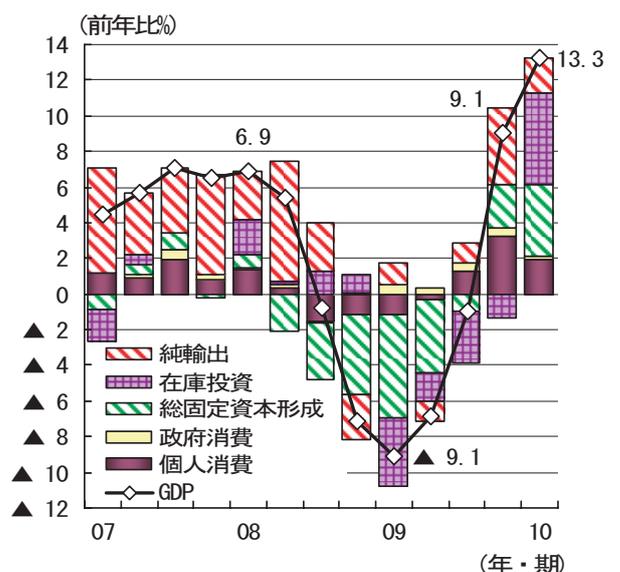
しかし、その後まもなくして、台湾経済は世界金融危機の悪影響の波を受け、一転大幅なマイナス成長に陥った。2008年7～9月期に台湾の実質GDP成長率は前年比▲0.8%とマイナスに転じ、2009年1～3月期には、▲9.1%にまで経済が冷え込んだ。これは、台湾が1961年に四半期ベースのGDP統計を発表しはじめて以来最悪の数値であった。

図表1：台湾の先行・一致指数



(注) 先行指数は6カ月移動平均の前年同月比。一致指数はトレンド除去成分。  
(資料) 台湾行政院経済建設委員会

図表2：台湾の実質GDP成長率(前年比)



(資料) 台湾行政院主計處

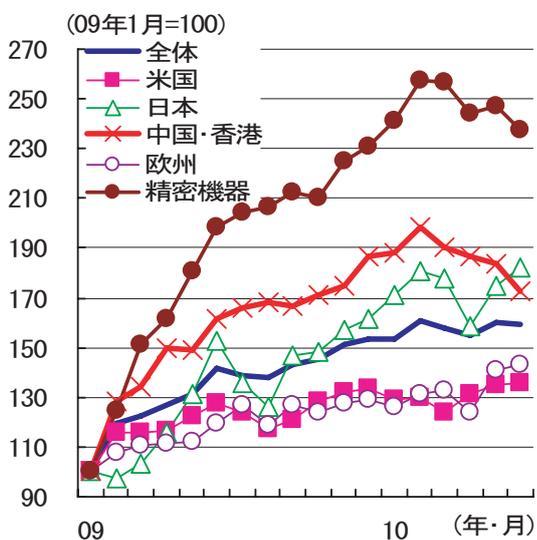
台湾は決して証券化商品を金融機関等が大量に保有していたわけでも、経常赤字や対外債務が大きな規模に達していたわけでもなかった。しかし、①台湾の輸出構造が電子部品、化学品、鉄鋼の加工品、資本財といった世界景気の影響を受けやすい品目主体であったこと、②景気が著しい冷え込みをみせるなか、先進国企業や韓国企業が台湾の受託生産メーカーへの発注を一気に手控え、自社生産に切り替えたことなどが災いし、輸出が劇的と呼べるほど落ち込んだのである。また、台湾は輸出依存度が高い経済であるがゆえ、輸出の激減に伴い、総固定資本形成や個人消費も低迷することとなった（伊藤（2009a））。

### （2）輸出主導で「V字回復」へ

しかし、2009年1～3月期を底に、台湾経済はV字回復を遂げている。2009年10～12月期には、前年比で+9.1%、2010年1～3月期には+13.3%の二桁成長を記録している（前掲図表2）。

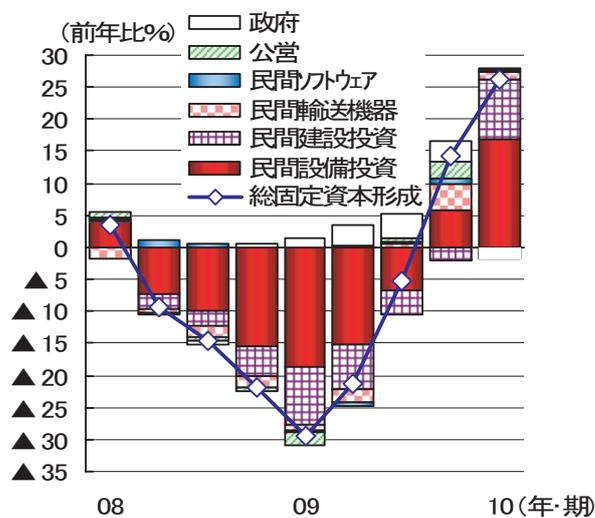
その主因は輸出の復調である。輸出のけん引役は、4兆元の経済刺激策など積極的な景気対策が採られてきた中国向けの輸出であった（図表3）。また、製品別では、液晶パネル（精密機器に分類）

図表3：台湾の輸出受注指数



（注）季節調整値。  
（資料）台湾經濟部統計處

図表4：台湾の総固定資本形成実質伸び率



（資料）台湾行政院主計處

が輸出回復の立役者となった。

輸出の復調を受け、半導体や液晶パネル産業などを中心に民間設備投資が力強い回復をみせることとなった（図表4）。加えて、個人消費も2009年下半期にはプラス成長に転じた。後述する消費刺激策に加え、輸出・生産の回復に伴って雇用・所得環境が改善したためである。例えば、失業率は、2010年6月には、ピーク時（2009年8月）よりも0.8ポイント低い5.2%にまで下がっている。

### （3）一定の効果をみせた馬政権の景気対策

このように台湾経済はV字回復を遂げ、落ち着きをみせるようになっている。その主因は上述のとおり、輸出の回復にあるが、馬政権の景気刺激策も景気の下支えという面で一定の貢献をしたと考えられる。

馬政権はリーマンショック発生後、立て続けに景気刺激策を発動してきた（図表5）。その効果を波及効果も含めて定量的に把握することは容易ではないが、2009年の実質GDP成長率を官公需により+1.0%ポイント引き上げ、▲1.9%のマイナス成長にとどめることに成功している。また、2009年の乗用車販売台数は前年比32.7%増

図表 5：馬政権発足後の主要な景気刺激策

輸出振興策	・「新鄭和計画」
個人消費振興策	・「消費券」の発行 ・自動車・オートバイに対する貨物税減税 ・省エネ設備・家電・輸送機器購入者への補助金支給 ・個人所得税減税 ・「97-98年短期促進就業措施」（政府機関の雇用拡大） ・「98-101年促進就業方案」（人材育成・マッチング等） ・「充電加値計画」（企業による従業員教育支援） ・「工作所得補助方案」（低所得世帯への補助金支給）、等
民間投資促進策	・産業高度化促進条例改正による投資減税 ・住宅ローン優遇策の拡充 ・都市再開発推進、工業用地販売価格の優遇等
公共投資拡大	・「加強地方建設拡大内需方案」 ・「振興經濟擴大公共建設投資計画」
金融政策	・預金保護強化、中小企業向け保証拡充、等 (中銀による計7回の利下げ、法定預金準備率の引き下げ等も)

(資料) 各種資料により作成

の18万7262台となったが、雇用・所得環境が悪化するなか、プラス成長となった背景には、自動車に対する貨物税減税の実施があったとみて間違いないだろう。

こうした政策の奏功もあり、台湾経済は上述のとおり、大幅な景気後退から脱出したのである。台湾中央銀行も、同様の認識に基づき、世界金融危機を受けて実施されてきた量的緩和政策を徐々に止めていき、2010年6月25日には0.125%の利上げを実施した。

世界金融危機がもたらした苦境から台湾経済が脱出したとの認識を馬総統も共有している。その認識は、就任2周年の記者会見時(2010年5月19日実施)に提示された施政目標に端的に表れている<sup>1</sup>。馬総統は「六国論」を打ち出した。「六国論」とは、①「創新強国」(イノベーションにより国を強くする)、②「文化興国」(文化により国を興す)、③「環保救国」(環境保護により国を救う)、④「憲政固国」(憲政により国を固める)、⑤「福利安国」(福祉により国を安んじる)、⑥「和平護国」(平和により国を護る)、という施政の大方針を示したスローガンであり、それを通じて「黄金の10年」を切り開くと馬総統は述べている。つまり、世界

金融危機への緊急対応に力点を置かざるを得なかった状況から、今後「10年」という中長期的な台湾の発展の方向性に力点を置けるようになったことが、こうした発言から窺い知ることができるのである。

## 2. 馬政権の成長戦略①

### ～中国活用型成長戦略～

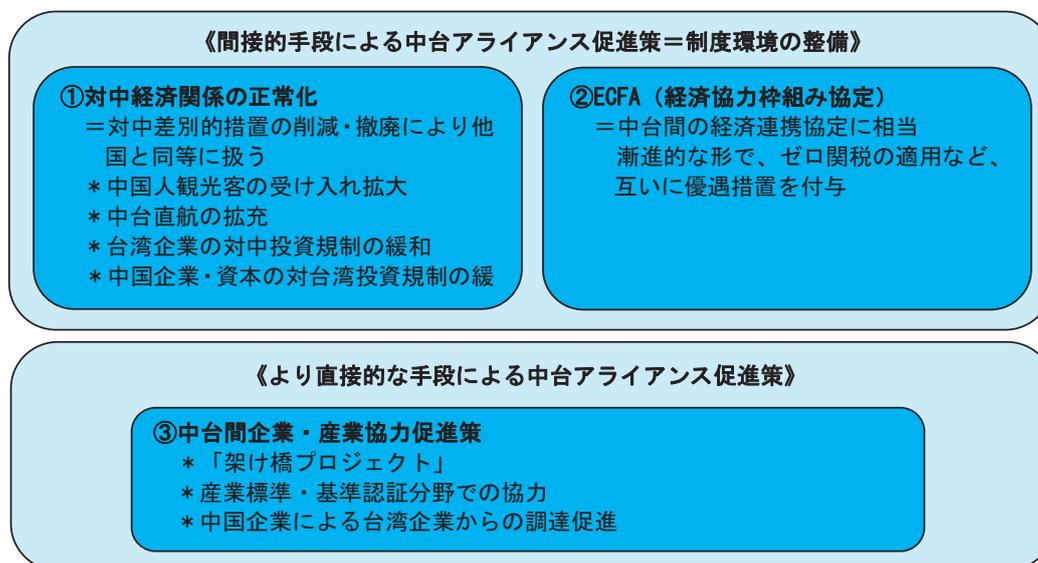
馬政権が描く中長期的な成長戦略の内容は多岐にわたるが、前政権である陳水扁政権と比較した場合に、最も特徴的なのが、対中経済交流の拡大・深化を梃子とした成長が重視されている点である。

#### (1) 「中国活用型成長戦略」の三つの柱

筆者の整理では、馬政権の「中国活用型成長戦略」は三つの柱で構成されている。①対中経済関係の「正常化」、②「海峡兩岸經濟協力枠組み協議(Economic Cooperation Framework Agreement: ECFA)」の締結、③中台間の産業協力・交流促進策の三つである(図表6)。

①対中経済関係の「正常化」とは、政治対立などを背景に中国との経済交流に対してのみ適用してきた差別的な措置をできる限り削減していき、

図表6：馬政権の「中国活用型成長戦略」の概要



(資料) 筆者作成

中国も他国と同様に扱うことを意味している。それに対して、② ECFA は中台間の経済連携協定に相当する取り決めであり、「正常化」よりも一歩進んで、互いに優遇措置を適用する点に特徴がある。

こうした①「正常化」、② ECFA といった対中経済交流に関わる制度環境の整備のみならず、中国側との協力の下、馬政権はより直接的なビジネスマッチングの場を設けている（③中台間の産業協力・交流促進策）。

これらの措置を通じて、馬政権は、①中国の高成長を取り込む、②台湾の対中ビジネスの窓口機能強化を通じて台湾に投資を呼び込む、③対中関係の改善を梃子に、他国との自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）の締結に繋げるなどして、台湾経済を力強く発展させることを狙っている。

上記の三つの柱につき、具体的な政策措置の内容を以下で紹介するが、馬政権発足後1年余りの対中経済交流政策の変化については、本誌2009年7月号（伊藤（2009b））で紹介済みのため、今回は最近の主要な変化を中心に示すこととした

い。

## （2）対中経済関係の「正常化」

### （a）中国人観光客の受け入れ規制の緩和

馬政権は中国人観光客の受け入れ拡大を通じて、台湾の観光業・小売業などの活性化を図ることを公約に掲げてきた。その公約どおり、中国人団体観光客の受け入れ規制の緩和が2008年7月に実施されたが、その後、①団体当たりの最低人数制限の緩和、②最長滞在日数の延長、③受け入れ側である台湾側の旅行代理店が交通部観光局に納付する保証金額の引き下げ、④自由行動の時間枠の拡大などを台湾側が行ない、台湾に旅行可能な省・直轄市・自治区の範囲を中国側が拡大するといった規制緩和が2009年に行なわれている。そして2010年7月18日からは中国のすべての省・直轄市・自治区の台湾観光が解禁された。また、1日平均3,000人という中国人観光客受け入れ枠の弾力的な運用も図られている。

こうした一連の規制緩和の結果、中国人観光客の数が増加している。2009年の中国人観光客数は前年比6.7倍の60万人にまで増加、さらに2010年上半期だけで63万人にまで増加している

(台湾内政部入出国及移民署)。2010年通年では100万人を超え、日本人観光客を抜く可能性が高くなっている。

#### (b) 中台直航便の拡充

中台間の経済交流に掛かる時間的・金銭的成本削減を主目的として、馬政権は中台間の直航拡充を進めてきた。

具体的には、2008年6月、11月、2009年4月の中台交流窓口機関トップ会談（江陳会談）での合意により、中台間の旅客輸送航空便の直航が拡充された。陳水扁政権期には長期祝日のみのチャーター便の運航にとどまっていたが、09年8月末には定期便の運航も開始された。便数、直航開放空港の数も格段に増加した。飛行経路についても、香港飛行情報区（Flight Information Region: FIR）経由義務が緩和され、台北－上海 FIR、台北－広州 FIR の直接横断も可能となった。上記3回にわたる合意の後も、2009年12月の中台協議で、中国側が太原、長春、南寧、煙台を新たに開放空港に加えたほか<sup>2</sup>、2010年5月の中台協議では、①上海虹橋、石家荘を中国側が新たに開放<sup>3</sup>、②旅客便を週270便から週370便に増便<sup>4</sup>、③松山－上海虹橋間の直航便開設（2010年6月14日就航）などの合意が結ばれている<sup>5</sup>。

貨物輸送航空便の直航についても、2008年11月、2009年4月の「江陳会談」でチャーター便の増発、定期便の運航開始、荷主制限の撤廃などが合意され、2010年5月には、①中国側が上海、広州に加え、南京、厦門、福州、重慶を開放、②便数を毎週28便から48便に増便することが決定されている<sup>6</sup>。

海運直航便も、2008年11月の「江陳会談」で解禁され、台湾側の六つの港、中国側の63の港が直航可能な港に指定された。2009年5月には、中国側がさらに五つの港を開放している<sup>7</sup>。

#### (c) 台湾企業の対中投資規制の緩和

他の先進国の企業が中国の新興産業分野への参

入を急ぐなか、台湾企業から対中投資規制を緩和して欲しいとの強い声が上がっていた。それを受けて馬政権は、産業空洞化や経済安全保障の懸念に配慮しつつも、従来よりも中国市場の開拓を重視した施策を講じてきた。

具体的には、2008年8月に対中直接投資の累計認可額上限規制を緩和したのに続き、2010年2月には業種別の対中投資規制を緩和している。それにより、①8インチウエハを超える半導体製造前工程への資本参加・買収、②半導体パッケージ・テスト・設計業の対中投資、③6世代以上のTFT-LCDパネル工場の新設、④第二種電信事業、⑤風力発電・太陽光発電の対中投資等が制限付きながらも、解禁されることになった<sup>8</sup>。

また、2009年4月の「江陳会談」で調印された中台間金融協力に関する協議、同年11月に中台双方の金融監督管理当局で調印された金融監督管理・協力に関する覚書（「金融MOU」と略、2010年1月16日発効）に基づき、2010年3月には、台湾の金融機関の対中投資規制も緩和された<sup>9</sup>。それによる台湾金融機関の業務拡大、在中国台湾系企業の資金調達難の緩和などが企図されている。

#### (d) 中国企業、中国資本の対台湾投資の解禁

中国企業、中国資本による対台湾投資は、基本的に禁止されている状態にあったが、馬政権は2009年6月に、製造業64業種、サービス業117業種、公共建設11分野に限り、さまざまな付帯条件付きで中国企業による投資を解禁した<sup>10</sup>。中台間のアライアンス推進が投資開放の目的である。

また、中国の金融機関の台湾進出や台湾の金融機関への出資も解禁されることとなっており、「金融MOU」発効を受けて、2010年3月には中国金融機関の対台湾投資に関する法規の修正が行われた<sup>11</sup>。加えて、台湾株式市場の活性化を狙い、2010年1月には、中国のQDII（適格国内機構投資家）による台湾証券市場への投資も、多くの制限付きながら、解禁されている<sup>12</sup>。

### (3) ECFA 締結

馬総統は、中台間の経済連携協定に相当する ECFA 締結を公約として掲げ、積極的にそれを推進してきた。2010 年 6 月 29 日には重慶市で開催された「江陳会談」で ECFA が調印され、同年 9 月中には ECFA が発効する可能性が高い状況にある。

#### (a) ECFA 締結の狙い

馬政権が ECFA 締結を急いできたのは、次の理由による。

第一に、台湾の対中輸出競争力の維持・強化を急ぐべきとの判断があったためである。その直接的な契機は、ASEAN - 中国包括的経済協力枠組み協定における物品貿易協定に基づき、2010 年 1 月より中国が ASEAN 6（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）に対して大半の品目の関税を撤廃したことにある（菅原（2006、2010））。とりわけ、石油化学、機械、自動車・部品といった業界で ASEAN 製品に対して対中輸出競争力が低下することが懸念されていた。また、日本や韓国などに先駆けて ECFA を締結し、中国市場の開拓を有利に進めたいとの思いも馬政権にはあった。

第二に、対中輸出に有利な環境を形成することで、対中ビジネスの窓口機能を強化し、それを誘因として台湾への外国企業の誘致を進めたいとの考えも馬政権にはあった。実際、ECFA 調印直後から、馬政権は外国企業誘致の体制を強化する動きに出ている<sup>13</sup>。

第三に、中国政府は台湾が他国と FTA・EPA を締結することに反対してきたが<sup>14</sup>、馬政権は ECFA を中国との関係改善の象徴と位置づけ、他国と FTA・EPA を結びやすい環境を形成するのに資すると考えている。ECFA 締結を受けて、馬総統自ら陣頭指揮を執り、FTA 締結を推進する体制を敷いたほか、2010 年 8 月 5 日にはシンガポールと年内に FTA 締結に向けた交渉に入るこ

とが発表された<sup>15</sup>。

#### (b) ECFA の特徴と概要

ECFA は、その名のとおりに、中台間の貿易自由化を主軸とする経済協力に向けた「枠組み協定」であり、合意が容易なところから徐々にその内容を詰めていくという漸進主義が採用されている。

それを明確に物語るのが、「アーリーハーベスト方式」の採用である。物品貿易については、まずは、中国側が 539 品目、台湾側が 267 品目（2009 年時点の HS 8 桁分類）に限り、段階的に関税率をゼロにすることになっている（図表 7）。なお、これらの品目の輸入額は、中国の対台湾輸入総額の 16.1%、台湾の対中輸入総額の 10.5% となっている（2009 年の実績）。サービス貿易の開放業種も、中国側が 11 業種、台湾側が 9 業種と、現段階では少数にとどめてある。

また、ECFA には自由化の期限や最終的な到達目標に関する数値目標が盛り込まれていない。自由化の具体的内容と期限は、ECFA 発効後 6 カ月以内に開始される予定の中台間交渉に委ねられている。投資保障メカニズム、紛争処理メカニズムに関しても、同様に ECFA 発効後 6 カ月以内に協議を始めることになっている。これも ECFA の漸進主義アプローチの端的な表れといえる。

#### (4) 中台間の企業・産業協力促進策

「正常化」、ECFA という新たな制度環境の下、馬政権は「架け橋プロジェクト（搭橋專案）」に代表される中台間の企業・産業協力促進策を推進してきた。

##### (a) 代表的な政策措置

「架け橋プロジェクト」は、中台双方の政府がアライアンスの有望業種を調整の上で選択し、業種ごとに産業協力・交流会議を開催させ、アライアンス組成を促すものである。2008 年 12 月の漢方薬を皮切りに、2009 年末までに 11 の業種の会議が開催され（図表 8）、中台双方の企業延べ 522 社が参加し、130 社がアライアンスを組成、約 50 の

図表7：ECFA アーリーハーベストの概要

	中国側	台湾側
物品貿易アーリーハーベスト対象品目数合計	539品目	267品目
・農産品	18品目	0品目
・石化製品	88品目	42品目
・機械	107品目	69品目
・紡織品	136品目	22品目
・輸送機器	50品目	17品目
・その他	140品目	117品目
当該品目の相手からの輸入額(09年)	138.4億ドル ・中国の対台湾輸入総額の16.1%	28.6億ドル ・台湾の対中輸入総額の10.5%
関税引き下げスケジュール (X = 09年の最恵国待遇関税率)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 0% &lt; X ≤ 5% ⇒ 1年目 0%</li> <li>● 5% &lt; X ≤ 15% ⇒ 1年目 5% ⇒ 2年目 0%</li> <li>● 15% &lt; X ⇒ 1年目 10% ⇒ 2年目 5% ⇒ 3年目 0%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 0% &lt; X ≤ 2.5% ⇒ 1年目 0%</li> <li>● 2.5% &lt; X ≤ 7.5% ⇒ 1年目 2.5% ⇒ 2年目 0%</li> <li>● 7.5% &lt; X ⇒ 1年目 5.0% ⇒ 2年目 2.5% ⇒ 3年目 0%</li> </ul>
サービス貿易アーリーハーベスト対象業種	11業種 ①会計・監査・簿記サービス ②コンピュータサービス ③自然科学・工学研究開発 ④会議サービス ⑤専門デザインサービス ⑥台湾華語映画に対する輸入割当撤廃 ⑦病院サービス ⑧航空機メンテナンス ⑨保険業 ⑩銀行業 ⑪証券・先物業	9業種 ①研究開発サービス ②会議サービス ③展覧会サービス ④特定品デザインサービス (室内デザインを除く) ⑤中国華語・合同撮影映画 ⑥ブローカーサービス (活きた動物を除く) ⑦スポーツ・レジャーサービス ⑧航空サービス PC 座席予約システム ⑨銀行業

(注) 品目数はHS 8桁分類 (2009年版)。

(資料) 『海峽兩岸經濟合作架構協議』2010年6月29日、台湾經濟部『兩岸經濟協議 (ECFA) 貨品及服務貿易早期收穫計畫』2010年6月25日により作成

協力意向書が締結されている (江丙坤 (2010))。2010年にも15の業種で会議が開催される予定となっている。

また、産業標準・基準認証分野での政府間協力も進められようとしている。2000年代半ばからIT業界を中心に民間ベースでの交流は中台間で進められていたが、産業標準・基準認証分野の協力では、政府の関与があるほうが行ないやすい面がある。こうしたことから、2009年12月には「江陳会談」で「海峽兩岸標準計量検査認証協力協議」が調印され、政府機関による同分野での協力関係が構築されることとなった。「兩岸共通標準」制

定も中台協力の照準に入れられている。

中国企業による台湾企業からの調達も2009年春に温家宝首相、中国国務院台湾事務弁公室の王毅主任が支持を表明したのを契機に、活発化している。2009年5月の中国商務部傘下の海峽兩岸經貿交流協會のミッションを皮切りに、多くの省・直轄市・自治区の高級幹部が率いるミッションが台湾を訪れている。

中華民国對外貿易發展協會の発表では、中国企業による調達契約総額が150億米ドルを超えたとされている<sup>16</sup>。2010年1月13日に実施された中国国務院台湾事務弁公室の記者会見でも、2009年

図表8：「架け橋プロジェクト」下の「産業協力・交流会議」の開催状況（予定を含む）

開催時期	業種	開催地	開催時期	業種	開催地
08年12月	漢方薬	台湾	10年6月	グリーンエネルギー産業（LED照明）	北京
09年3月	太陽光電	台湾	10年7月	同上（太陽光電、風力発電）	江蘇
09年4月	テレマティクス	台湾	10年8月	食品	北京
09年6月	通信	台湾	10年8月	紡織・繊維	台湾
09年6月	LED照明	台湾	10年9月	デジタルコンテンツ（電子ブック、動画、ゲーム等）	台湾
09年7月	情報サービス	台湾	10年9月	物流	未定
09年8月	風力発電	台湾	10年9月	情報サービス	江蘇
09年10月	流通サービス	台湾	10年9月	卸・小売（チェーンストア）	上海
09年11月	輸送機器	台湾	10年9月	電子商取引	北京
09年12月	精密機械	台湾	10年9月	輸送機器（電気自動車を含む）	上海
09年12月	食品	台湾	10年10月	精密機械	江蘇
10年5月	バイオ・医療器材	台湾	10年10月	電子産業クリーン生産	台湾
10年6月	通信	北京	10年11月	漢方薬	台湾

（注）2010年7月30日時点の予定で、今後、予定が変更される可能性もある。

（資料）台湾經濟部技術處（[http://doit.moea.gov.tw/policy/99\\_specialproject.asp](http://doit.moea.gov.tw/policy/99_specialproject.asp)、2010年7月30日アクセス）により作成

通年で中国企業が台湾企業から電子・IT、機械、石油化学、紡織、加工食品、農産品などを約140億米ドル調達したと報道官が発言している<sup>17</sup>。2010年についても、中華民国対外貿易発展協会の王志剛董事長は、中国側の契約が履行されるならば、中国企業の調達額は200億米ドルに達するだろうとの見通しを述べている<sup>18</sup>。

なお、実際には中国企業の訪台ミッションが公表されているほど台湾企業から製品を調達していないとの声も台湾内にはある<sup>19</sup>。実際の調達額を知る術はないが、こうした相互交流が中国企業と台湾企業のアライアンス促進効果をもつことは確かであろう。

**(b) 「架け橋プロジェクト」等から浮かび上がる中台アライアンスの今後の方向性**

これらの中台間の企業・産業協力促進策の実施状況から、今後の中台アライアンスの発展の方向性がある程度占うことができる。具体的には、以下の方向性が見えてくる。

第一に、互いの優位性を補完しあう形でのサプライチェーンの有機的統合の動きがみられる。将来性豊かな市場での販路や産業標準の制定力をもつ中国側と、コストパフォーマンスに優れた製品の開発能力や先進国企業との間の販売・調達網をもつ台湾側がアライアンスを組み、中国市場、さらには世界市場における競争力を強化しようという取り組みである。例えば、電子ブック、太陽電池、携帯電話、電気自動車用リチウム電池、テレマティクス、LED照明、風力発電などでこうした動きがみられる。

第二に、中台間の政府系研究機関の本格的な協力が進む可能性が出てきている。例えば、台湾經濟部傘下の工業技術研究院や資訊工業策進会（IT関連シンクタンク）、同部所管の車両研究測試中心、中国側の中医科学院、国家改革發展委員会エネルギー研究所、電子信息産業發展研究院、中国汽車技術研究中心、中国機械科学研究総院などである。

第三に、中国の政府調達市場への台湾企業の浸透、中台共通プロジェクトの推進の動きもみられる。その典型例は、中国の都市街灯のLED化実験への中台共同参加、長春市等の地方都市における無線ブロードバンドネットワーク建設計画などである。

### 3. 馬政権の成長戦略②～産業発展の支援～

加えて、上記の「中国活用型成長戦略」は、台湾内における産業発展支援策と一定のリンケージを持たせる形で展開されている。

#### (1) 新興産業育成策

馬政権の産業発展支援策は多岐にわたる。ここでは紙幅の制約もあるため、「中国活用型成長戦略」との関係が明確な政策措置を取り上げ、その概要を紹介することとしたい<sup>20</sup>。

馬政権の新興産業育成策の中核を占めるのは、

「六大新興産業方案」である(図表9)。具体的には、バイオ、観光旅行業、医療・介護、グリーンエネルギー、文化創意産業、高付加価値農業が育成対象に指定されており、2009年下半期にそれぞれの新興産業に関する「行動計画」なる詳細な政策措置が公表されている。

また、「六大新興産業」と密接なかかわりをもつ知識集約型産業の育成も図られようとしている。「四大新興スマート産業」であり、今後6年間に150億台湾ドルを投入し、①クラウドコンピューティング、②スマート電気自動車、③スマートグリーン建築、④発明特許の産業化・商業化の発展を支援することが計画されている。加えて、「六大新興産業」の発展に必要なサービス産業の育成にも力が入れられており、2009年10月には「十大重点サービス発展項目」が決定されている。具体的には、①国際医療、②国際物流、③音楽・デ

図表9：「六大新興産業方案」の概要

業種	潜在的投資機会	政府投資計画	目標
バイオ	新薬開発、バイオ製薬、医療器材、検査試薬、アグリバイオ、保健健康食品、バイオ関連サービス	235億台湾ドル	540億台湾ドル以上の民間投資の誘致、年間生産額1兆台湾ドル産業を目指す
観光旅行業	テーマ旅行、レジャー・リクリエーション施設開発、国際的なホテルチェーンの誘致、観光ホテル、展覧会業、文化紹介(cultural performance)	300億台湾ドル	2012年までに2000億台湾ドルの民間投資を誘致、年間営業収入5500億台湾ドルを実現
医療・介護	医療介護、長期老人介護、ヘルスケア、インテリジェント医療サービス、国際医療サービス、国家衛生安全管理	864億台湾ドル	2012年までに3464億台湾ドルの生産額を増額、31万人の雇用を創出
グリーンエネルギー	太陽光電、LED照明、風力発電、バイオ燃料、水素エネルギー・燃料電池、エネルギー関連IT、電気自動車	200億台湾ドル(研究開発)、250億台湾ドル(省エネ設備購入補助、5年間)	2000億台湾ドル以上の民間投資の誘致
文化創意産業	テレビ、映画、流行音楽、デジタルコンテンツ、デザイン、工芸	政府予算を対GDP比1.3%から4%へ引き上げ	2013年までに年間生産額1兆台湾ドルを実現、20万人の雇用を創出
高付加価値農業	有機農業、アグリバイオ、蘭、ハタ、観賞魚、種苗・種畜禽、深耕型観光農業、良質な農業製品産業	242億台湾ドル	年間生産額1589億台湾ドルにまで拡大させ、2012年までに31万人の雇用を創出

(資料) 余吉政『投資台湾 蛻変新生』2009年10月5日、DigiTimes, May 18, 2009により作成

デジタルコンテンツ、④展示会ビジネス、⑤美食国際化、⑥都市再開発、⑦ WiMAX、⑧中国語による電子商取引、⑨教育、⑩金融サービス業である。

台湾の産業高度化に資する七つの領域のキーテクノロジーの導入・発展に対する支援策も企画されている(2010年4月「**關鍵產品發展登峰造極計畫**」に基づく「**關鍵產品項目**」細目発表)。その領域とは、①スマート電気自動車、②高度複合工作機械、③高強度・軽量化自転車、④電子ブック、⑤IPTV製品、⑥新世代ブロードバンド通信製品、⑦水再生利用設備である。

### (2) 中国の産業政策との共通点

これらの育成産業の多くが、中国政府が産業政策上、重視している産業と重なっている。

現在、中国政府は「**戦略性新興産業**」育成計画を策定中である。国家發展改革委員会、科学技術部、財政部、工業情報化部が2010年5月下旬に「**戦略性新興産業**」の育成計画の対象として7分野と23の重点項目を選定したと伝えられている。対象として選ばれた分野は、①省エネ・環境保護、②新興情報産業、③バイオ産業、④新エネルギー、⑤新エネルギー車、⑥ハイエンド機械製造業、⑦新素材とされている(図表10)。「**戦略性新興産業**」の育成計画は2010年9月にはとりまとめられ、その後詳細な育成策が打ち出されていく見通しであるが、馬政権の産業政策と重なる分野が多く、それらの分野が上述した「**架け橋プロジェクト**」、産業標準・基準認証面での協力などの重点領域として選ばれているのである。

### (3) 「産業創新条例」

これらの有望領域における中国とのアライアンス強化、「正常化」やECFAによる対中ビジネス窓口としての機能の強化を通じて、馬政権は台湾に外国企業を誘致し、台湾経済の国際化をさらに推進したいと考えている。そのうえでさらに有利な環境を形成するために、馬政権は「**産業創新条例**」を2010年5月12日に公布し、法人税に相当

図表 10: 「**戦略性新興産業**」計画案

①省エネ・環境保護
(1)高効率・省エネ、(2)先進的環境保護、(3)循環利用
②新興情報産業
(4)次世代通信ネットワーク、(5)モノのインターネット、(6)「三網融合」(通信・放送・インターネットのネットワーク融合)、(7)新型フラットモニター、(8)高性能IC、(9)ハイエンド・ソフト
③バイオ産業
(10)バイオ医薬、(11)バイオ農業、(12)バイオ製造
④新エネルギー
(13)原子力エネルギー、(14)太陽エネルギー、(15)風力エネルギー、(16)バイオマス
⑤新エネルギー車
(17)プラグイン型ハイブリット車(HV)、(18)電気自動車
⑥ハイエンド機械製造業
(19)航空・宇宙、(20)海洋プロジェクト設備、(21)最先端のインテリジェント設備
⑦新素材
(22)特殊機能、(23)高性能の複合素材

(資料) 「**戦略的新興産業計画**」 7つの重点分野が決定(『人民網日本語版』2010年6月8日、<http://j.people-daily.com.cn/94476/7017710.html>、2010年8月5日アクセス)により作成

する営利事業所得税の税率を25%から17%にまで下げている。

また、同条例には、研究開発支出に対する税控除規定が盛り込まれているが、台湾の研究開発センター機能を強化することなどを狙って、2010年6月の「**江陳会談**」で馬政権は中国側と「**知的財産権保護協力協定**」を調印し、中国における知的財産権の保護強化、優先権の相互承認を図っている。

## 4. 日台アライアンスの展望

これまでみてきた馬政権の「**中国活用型成長戦略**」、産業政策は、日本企業の戦略にいかなる影響を及ぼす可能性があるのだろうか。

### (1) 「**チャイワン**」の進展の影響

「**中国活用型成長戦略**」の推進により、今後、台

湾の対中経済取引のコストが低下し、中台間のアライアンスが活発化していく可能性が高い。韓国では、中台間のアライアンスを「チャイワン(Chaiwan=China + Taiwan)」と呼び、警戒する動きもある。「チャイワン」の進展が日本企業に与える影響は、台湾企業、中国企業との競合・協力関係の態様によって異なる。

#### (a) 日台競合ケース

明らかに「チャイワン」の進展がマイナスの影響を与えるのが、中国市場において台湾企業と競合関係にあるケースである。台湾の対中経済取引コストが低減し、利便性が増し、また中台間のアライアンスが進展すれば、日本企業の中国市場開拓には不利となる恐れがある。

ここでは、日本・台湾から中国に輸出するケースを考えてみよう。日本と台湾の対中輸出構造は、台湾と韓国の対中輸出構造ほどではないが、類似性が高い。図表 11 の値が 1 に近いほど、対中輸出品目の類似度が高いことを示すが、全輸出品目で見ると、韓台の 0.90 ほどではないが、日台も 0.78 と高い。具体的には、IC、液晶パネル、液晶デバイスの部分品・附属品が日台ともに対中輸出の主要 20 品目に含まれている (HS8 桁分類、2009 年)。

次に ECFA の中国側が開放したアーリーハーベスト品目に限ってみると、日台の対中輸出品目

図表 11: 日台韓の対中輸出構造の類似度 (2009 年)

	日台	韓台
全品目	0.78	0.90
EH 品目のみ	0.53	0.66

(注) HS 8 桁ベースの中国の輸入統計を基に算出したピアソン積率相関係数。1 に近いほど、両者間の対中輸出品目が類似していることを示す。

(資料) 台湾経済研究院「各国商品進出口統計資料庫」により作成

の類似度は 0.53 にまで低下し、競合度が弱くなる。また、韓台の 0.66 よりも低い。その意味では、日本の対中輸出が ECFA により受ける短期的な影響は相対的に小さいといえる。

ただし、二つの点で注意が必要である。第一に、個別品目でみれば、対中輸出上、アーリーハーベストによる台湾製品に対する関税引き下げの悪影響を受けやすいものもある。日本の対中輸出額の大きい品目のうち、こうしたリスクを抱えている品目 (すなわち現時点でも台湾の対中輸出競争力が比較的高く、ECFA のアーリーハーベスト対象となっている品目) には、p キシレン、航空機用ケロシン、亜鉛めっきの鉄又は非合金鋼のフラットロール製品、塩化ビニルなどがある (図表 12)。

第二の注意点は、現在台湾製品に強い輸出競争力がなくとも、アーリーハーベストによる関税引き下げという環境の下、台湾企業の技術開発や技術導入が促され、台湾製品の対中輸出競争力が中長期的にみて高まっていく可能性がある点である。例えば、リチウムイオン電池である。

現在、台湾のリチウムイオン電池の対中輸出競争力は強くなく、中国の同製品の輸入総額のうち、日本製品が 2009 年時点で 38.9% と非常に高いシェアを占めている (図表 12)。台湾製品のシェアは 4.1% にすぎない。しかし、現在、電気自動車の将来性に着目し、馬政権、台湾企業ともにリチウムイオン電池の開発に注力するようになってきている。こうした環境下、ECFA により 12 年に中国の台湾製リチウムイオン電池に対する関税率はゼロにまで引き下げられることになっており、これを追い風に台湾勢の対中輸出競争力が高まる可能性がある。

日台競合ケースへの対応には様々なものがあるだろう。①自社の製品・サービスの競争力向上、②中国企業とのアライアンスや中国への生産拠点の移転、という選択肢がある一方、③「正常化」や ECFA により対中輸出拠点としての魅力

図表 12：中国側の対台湾ア－リーハーベスト品目に含まれる日本の主要対中輸出品目（2009年）

順位①	順位②	HS 8桁	品目名	中国の関税率(09年、%)	対中輸出額(百万ドル)		中国の同品目輸入額に占めるシェア(%)		対中輸出競争力	
					日本	台湾	日本	台湾	日本	台湾
1	7	85078020	リチウムイオン電池	12.0	1,706	181	38.9	4.1	2.98	0.48
2	14	29024300	p キシレン	2.0	1,049	438	30.2	12.6	2.31	1.47
3	17	87089999	自動車のその他の部品(第 8701 項～第 8704 項用に限る)	10.0	852	10	52.8	0.6	4.05	0.07
4	21	85389000	電気回路の開閉・保護・接続用の機器など第 8535 項～第 8537 項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	7.0	793	250	24.4	7.7	1.87	0.90
5	25	87084099	その他のギヤボックス及びその部分品	10.0	699	1	63.7	0.1	4.88	0.01
6	30	27101911	航空機用ケロシン	9.0	649	451	20.2	14.0	1.55	1.64
7	33	85299049	その他の撮影機・デジカメの部分品	12.0	637	76	33.1	3.9	2.54	0.46
8	34	72103000	亜鉛めっきの鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッドし、めっき又は被覆したもので、幅が600mm以上のもの)	8.0	635	101	60.1	9.5	4.60	1.12
9	35	87082990	車体のその他の部分品(第 8701 項～第 8705 項までの自動車用)	10.0	620	36	31.9	1.8	2.45	0.22
10	39	29032100	塩化ビニル	5.5	598	172	71.2	20.5	5.46	2.40

(注) 1. 「順位①」は、中国側の対台湾ア－リーハーベスト品目に限った場合の日本の対中輸出額の品目別ランキング。「順位②」は、それ以外のすべての品目も含めた場合の日本の対中輸出額の品目別ランキング。  
 2. 「中国の関税率」は最恵国待遇税率。  
 3. 「対中輸出額」は、製品分類等を揃えるため、実際には中国の輸入統計を用いている。  
 4. 「対中輸出競争力」= (中国の A 国からの C 品目の輸入額 ÷ 中国の A 国からの輸入総額) ÷ (中国の C 品目の輸入額 ÷ 中国の輸入総額)。これが1を上回るほど、輸出競争力が強いことを意味する。  
 (資料) 台湾経済研究院『各国商品進出口統計資料庫』によりみずほ総合研究所作成

を増した台湾への移転・在台湾子会社の活用、④競合関係にある台湾企業との競争回避目的のアライアンス、という選択肢も考慮に値しよう。

(b) 日中競合ケース

二つ目のケースは、日中間が競合関係にあり、同一の台湾企業から製品・部品を調達しているケースである。中台アライアンスの進展により、競合関係にある中国企業が競争力を増すと、台湾企業が日本企業よりも中国企業を重視した納入・開発体制を敷くようになり、日本企業にとって不利な環境が形成される恐れがある<sup>21</sup>。

こうした事態を防ぐためには、日本企業がマーケットシェアや台湾企業からみた技術導入先としての魅力を維持・拡大することが必要である。

(c) 日・台・中「工程間分業」ケース

三つ目のケースは、日本企業、台湾企業、中国企業が工程間分業の関係にあるケースである。たとえば、日本企業が半導体用・液晶パネル用の原料を台湾企業に納入し、台湾企業がそれを半導体や液晶パネル、さらにはそれを用いたパソコンや液晶テレビの製造を担い、中国企業に納入するケースなどである。このケースに該当する日本企業の場合、馬政権の「中国活用型成長戦略」の恩恵を受けやすいポジションにあるといえる。

また、こうしたポジションにある日本企業は、他国企業と比べても多いと考えられる。それは、対中輸出増などによって台湾の GDP が1単位増加した場合、最も大きな生産誘発効果が得られる

図表 13：レオンティエフの逆行列（2007年）

	インド ネシア	マレー シア	フィリ ピン	シンガ ポール	タイ	中国	台湾	韓国	日本	米国
インドネシア	1.668	0.022	0.013	0.019	0.016	0.009	0.015	0.015	0.007	0.001
マレーシア	0.008	1.601	0.017	0.081	0.026	0.008	0.018	0.010	0.004	0.002
フィリピン	0.000	0.012	1.349	0.003	0.004	0.002	0.008	0.002	0.001	0.001
シンガポール	0.005	0.073	0.023	1.346	0.019	0.006	0.013	0.005	0.001	0.001
タイ	0.005	0.034	0.013	0.022	1.541	0.006	0.010	0.004	0.003	0.001
中国	0.028	0.073	0.035	0.086	0.078	2.161	0.056	0.059	0.021	0.013
台湾	0.005	0.035	0.018	0.017	0.019	0.030	1.633	0.009	0.004	0.003
韓国	0.011	0.032	0.032	0.024	0.021	0.036	0.033	1.777	0.006	0.004
日本	0.019	0.101	0.061	0.091	0.081	0.042	0.086	0.045	1.747	0.008
米国	0.014	0.082	0.049	0.065	0.041	0.023	0.053	0.043	0.014	1.701

(注) 日本貿易振興機構アジア経済研究所が作成した00年時点のアジア国際産業連関表 (Institute of Developing Economies (2006a, 2006b)) を基に、貿易データおよび各国マクロデータを用いたRAS法により、2007年の延長表を作成。延長表の作成方法については、高川・岡田(2004)およびMori and Sasaki (2007)を参考にしている。

(資料) 各国・地域統計、IMF, Direction of Trade Statistics, Datastream, CEIC, Institute of Developing Economies (2006a, 2006b) によりみずほ総合研究所作成

のが日本だからである(0.086単位、図表13)<sup>22</sup>。これは、台湾の資本財・中間財の調達先として日本が最大のシェアを占めているからにほかならない。

ここからいえることは、馬政権の「中国活用型成長戦略」を自社に有利な形で活用する一つの方策として、「架け橋プロジェクト」、ECFA、「正常化」といった環境をうまく活用している台湾企業に対して、原料・部品・資本財・サービスを提供するポジションを築き、間接的に中国市場を狙うという戦略があるということだ。「チャイワン」の進展を脅威とばかり捉えるのではなく、商機として捉え、その活用を考えることも必要である。また、日台FTAは、台湾市場の開拓のみならず、工程間分業を通じて「チャイワン」が日本にもたらすメリットをより大きくするという意味でも有益だろう。

## (2) 中国ビジネスはアライアンスの時代へ

今後の中国ビジネスを展望するに、ゆっくりと自身の経営資源を蓄え、リスクを見極めてから進

出するという戦略の有効性が低下し、アライアンスの時代へと入っていくと考えられる。①中国市場における地場企業や他国企業との競争激化、②中国市場の規模のさらなる拡大、③クラウドコンピューティング、電子ブック、電気自動車、スマートグリッドといったネットワーク型・システム型・インフラ型産業の勃興、といった趨勢いずれもが、一社でのビジネス展開よりも、仲間作りを通じたビジネス展開の有効性を高める方向に作用するからである。また、③は産業標準・基準認証、制度作りといった面での中国政府の関与が強くなりやすい産業領域でもある。それだけに、中国政府とのつながりも重要性をもちやすい。

中国ビジネスにおいて中国地場企業がアライアンスのパートナーの候補となりうることは論を待たない。しかし、台湾企業とのアライアンスも一考の価値ある選択である。少なからぬ中国における日本企業がビジネスパートナーとして台湾企業を選択しているが(伊藤(2006)、Ito(2009))、上述した馬政権の成長戦略により、対中ビジネスの

パートナーとしての台湾企業の魅力が高まると考えられるからである。また、一連の施策により、対中ビジネスの拠点としての台湾の機能も強化されている。「チャイワン」の動きを脅威視するばかりでなく、新たな台湾企業とのアライアンスの契機、商機となりうることも考慮に入れ、馬政権の成長戦略、台湾企業の動向を今まで以上に注視していくことが求められているといえよう。

#### 《参考文献》

- 伊藤信悟 (2006) 「拡大する中国での日台アライアンス～「台湾活用型対中投資」の魅力と注意点～」(みずほ総合研究所『みずほりポート』2006年9月29日)
- (2009a) 「急激かつ大幅な景気の冷え込みに直面する台湾～なぜアジアの中で最も低成長なのか?」(みずほ総合研究所『みずほりポート』2009年4月2日)
- (2009b) 「新政権発足から1年を経た台湾経済の現状と展望」(財団法人交流協会『交流』vol.820、2009年7月)
- (2010) 「「チャイワン」は日本企業の脅威か?～台湾の中国活用型成長戦略～」(みずほ総合研究所『みずほりポート』2010年3月17日)
- 黄志鵬 (2010) 「兩岸経済協力枠組み取決め(ECFA)の台湾産業に対する影響とその対応策」2010年8月3日
- 菅原淳一 (2006) 「開始後1年のASEAN－中国FTA(ACFTA)～ACFTAの効果と我が国企業による活用～」(みずほ総合研究所『みずほりポート』2006年8月3日)
- (2010) 「ASEAN・中国FTA(ACFTA)～修正議定書と最近の状況～」(みずほ総合研究所『みずほ政策インサイト』2010年8月3日)
- 立本博文(2009) 「台湾企業：米国企業とのモジュラー連携戦略－台湾パソコン産業とインテル－」(新宅純二郎・天野倫文編『ものづくりの国際経営戦略－アジアの産業地理学－』有斐閣)
- Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (2006a), Asian International Input-Output Table 2000: Volume 1. Explanatory Notes, Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization.
- (2006b), Asian International Input-Output Table 2000: Volume 2. Data, Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization.
- Ito, Shingo (2009), "Japanese Taiwanese Joint Ventures in China: The Puzzle of the High Survival Rate," China Information, Vol. 23, No. 1, Sage.
- Kawakami, Momoko (forthcoming) "Inter-firm Dynamics of Notebook PC Value Chains and the Rise of Taiwanese Original Design Manufacturing Firms" in Momoko Kawakami and Timothy J. Sturgeon eds., The Dynamics of Local Learning in Global Value Chains: Experiences from East Asia, Palgrave Macmillan.
- 江丙坤(2010) 「兩岸關係與台灣經濟－回顧98展望99－」(財團法人海峽交流基金會『兩岸經貿月刊』2010年2月號、218期)

<sup>1</sup> 「總統偕同副總統舉行就職2週年記者會」(『總統府新聞稿』2010年5月19日、<http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=131&itemid=21499>、2010年8月3日アクセス)。

- <sup>2</sup> 台湾交通部民用航空局「99年春節期間兩岸加班機完成分配」2009年12月28日 ([http://www.caa.gov.tw/big\\_5/news/index01.asp?sno=424](http://www.caa.gov.tw/big_5/news/index01.asp?sno=424), 2010年8月4日アクセス)。
- <sup>3</sup> これにより中国側の中台直航開放空港は合計31になった。具体的には、(1)上海浦東、(2)北京、(3)広州、(4)厦門、(5)南京、(6)成都、(7)重慶、(8)杭州、(9)大連、(10)桂林、(11)深圳、(12)武漢、(13)福州、(14)青島、(15)長沙、(16)海口、(17)昆明、(18)西安、(19)瀋陽、(20)天津、(21)鄭州、(22)合肥、(23)ハルビン、(24)南昌、(25)貴陽、(26)寧波、(27)済南、(28)太原、(29)長春、(30)南寧、(31)煙台、(32)上海虹橋、(33)石家荘である。一方、台湾側の開放空港は、(1)桃園、(2)高雄小港、(3)台中清泉崗、(4)台北松山、(5)澎湖馬公、(6)花蓮、(7)金門、(8)台東である。
- <sup>4</sup> ただし、合意内容の解釈をめぐる中台間の意見の食い違いが生じている。中国側は、増加した毎週100便のうち、毎週40便を台湾-厦門・福州便に割り当てるべきであると主張しているのに対し、台湾側は、これまでどおり実際の運航は需要をみながら調整することが可能であると主張している(台湾交通部民用航空局「有關兩岸新增航班說明」2010年7月22日、[http://www.caa.gov.tw/big\\_5/news/index01.asp?sno=495](http://www.caa.gov.tw/big_5/news/index01.asp?sno=495), 2010年8月4日アクセス)。
- <sup>5</sup> なお、コードシェアリングなどのビジネス協力も許可されることとなった。台湾交通部民用航空局「兩岸航空主管部門溝通會議重要成果新聞稿」2010年5月22日 ([http://www.caa.gov.tw/big\\_5/news/index01.asp?sno=453](http://www.caa.gov.tw/big_5/news/index01.asp?sno=453), 2010年8月4日アクセス)。
- <sup>6</sup> 同上。
- <sup>7</sup> 具体的には、石島、萊州、台州大麥嶼港区、寧波-舟山港沈家門港区の四つの海港、河港である銅陵港が新たに開放された(財團法人海峽交流基金會『兩岸經貿』第210期、2009年6月號、p.33)。
- <sup>8</sup> 台湾經濟部投資審議委員會「行政院於99年2月10日核定「大陸投資負面表列-農業、製造業及服務業等禁止赴大陸投資產品項目」修正草案」([http://www.moeaic.gov.tw/system\\_external/ctrl?PRO=NewsLoad&id=680](http://www.moeaic.gov.tw/system_external/ctrl?PRO=NewsLoad&id=680), 2010年2月10日アクセス)。
- <sup>9</sup> その主要内容は、台湾行政院金融監督管理委員會「臺灣地區與大陸地區金融業務往來許可辦法修正總說明」、「臺灣地區與大陸地區保險業務往來許可辦法修正總說明」、「臺灣地區與大陸地區證券及期貨業務往來許可辦法修正條文總說明」2010年3月16日を参照されたい ([http://www.fscey.gov.tw/Layout/main\\_ch/News\\_NewsAreaList.aspx?path=1172&OriAreaID=87&LanguageType=1&AreaID=87&Character=&Page=12](http://www.fscey.gov.tw/Layout/main_ch/News_NewsAreaList.aspx?path=1172&OriAreaID=87&LanguageType=1&AreaID=87&Character=&Page=12), 2010年8月4日アクセス)。
- <sup>10</sup> 台湾行政院大陸委員會「開放陸資來台從事事業投資政策說明(初稿)」2009年6月30日 (<http://www.ey.gov.tw/public/Attachment/9101214313171.pdf>, 2010年8月4日アクセス)。
- <sup>11</sup> 注9を参照。
- <sup>12</sup> 中国のQDIIによる対台湾証券投資は、中国QDII全体の投資総額規制(5億米ドル以下)、投資対象業種による投資額規制(単一QDIIと中国のQDII全体)、単一QDIIの口座入金上限額規制(8000万ドル以下)が適用されている。詳細は、台湾行政院金融監督管理委員會證券期貨局「訂定大陸地區投資人投資臺灣地區證券限額」2010年1月15日 ([http://www.fsc.gov.tw/Layout/main\\_ch/News\\_NewsContent.aspx?NewsID=38866&path=1736&LanguageType=1](http://www.fsc.gov.tw/Layout/main_ch/News_NewsContent.aspx?NewsID=38866&path=1736&LanguageType=1), 2010年8月4日アクセス)。
- <sup>13</sup> 具体的には、外資誘致の全体戦略を立案する「全国招商專案小組」(招集人は吳敦義行政院長)が設立されたほか、対台湾投資企業が抱える諸問題の解決を支援する「行政院全球招商服務中心」(經濟部主管)、具体的な投資誘致計画の策定や法的障害の除去を担当する「行政院全球招商規畫推動委員會」(行政院經建設委員會主管)が設立されている(『Y's News』2010年7月8日、台湾行政院經濟建設委員會「全球招商之規畫推動情形」2010年7月19日、<http://www.cepd.gov.tw/print.aspx?sNo=0013982>, 2010年8月4日アクセス)。
- <sup>14</sup> 2002年11月13日に開催された中国共産党第16回全国代表大会記者会見の場において、石広生対外經濟貿易合作部長が「我が国との国交保有国が台湾とFTAについて協議し、締結することに断固反対する。もし協議・締結すればその国は重大な政治的トラブルを招くことになり、中国との經濟貿易協力関係に影響を与えるだろう」と述べている(「十六大新闻中心举行第四场记者

招待会—外经贸部负责人介绍对外经济贸易情况」(『人民网』2002年11月13日、<http://www.people.com.cn/GB/shizheng/3586/20021113/865959.html>、2008年8月29日アクセス)。

<sup>15</sup> “Taiwan and Singapore to enter trade agreement negotiations,” Taipei Representative Office in Singapore, Press Release, August 5, 2010 (<http://www.roc-taiwan.org/SG/ct.asp?xItem=153504&ctNode=4761&mp=287>、2010年8月5日アクセス)。

<sup>16</sup> 中央廣播電台「兩岸經貿熱絡 擴大內需、陸資來台引爆商機」2010年2月15日 ([http://news.rti.org.tw/index\\_newsContent.aspx?nid=232829](http://news.rti.org.tw/index_newsContent.aspx?nid=232829)、2010年2月26日アクセス)。

<sup>17</sup> 中国国务院台湾事务办公室「国台办新闻发布会」2010年1月13日 ([http://www.gwytb.gov.cn/xwfbh/xwfbh0.asp?xwfbh\\_m\\_id=124](http://www.gwytb.gov.cn/xwfbh/xwfbh0.asp?xwfbh_m_id=124)、2010年2月26日アクセス)。

<sup>18</sup> 「王志剛:陸對台採購 今年逾 6000 億」(『經濟日報』2010年8月5日)。

<sup>19</sup> 例えば、中国企業の調達活動が台湾経済にとって有益であることは確かだが、それが台湾の輸出をけん引している(2010年1月3日の中国国务院台湾事務弁公室報道官の発言)とまでいうのは、誇張の嫌いがあると、台湾行政院大陸委員会連絡處の盧長水處長が声明文を出した模様である。盧處長は、依然として中国企業の訪台ミッションを歓迎し、支持するが、取り急ぎ調達計画を実行に移すよう中国側に求めていると伝えられている(「對台採購拉動出口? 陸委會: 有誇大之嫌」(『工商時報』2010年1月14日))。また、四川省の調達ミッションが台湾を訪れた際に、台湾のタオル業者が中国側に頼まれて実体の伴わない販売契約を結んだとする報道もみられる(「業者自爆: 四川團 2 億元毛巾訂單 演戲的」(『自由時報』2009年12月2日、<http://www.libertytimes.com.tw/2009/new/dec/2/today-t1.htm>、2010年2月26日アクセス))。

<sup>20</sup> 例えば、馬政権のもう一つの公約の目玉である「愛台 12 建設」についての説明は、ここでは割愛する。ただし、日本企業からみた「愛台 12 建設」の重要性を否定するわけでない。2009年12月に「愛台 12 建設総体計画」が行政院会(閣議に相当)で決定され、本格的に実施に移されている。その実行に際し、馬政権は PPP (Public-Private Partnership) の活用を積極化させる方針を打ち出しているなど、「愛台 12 建設」が日本企業に商機をもたらす可能性がある。なお、民間企業参加型の事業規模が大きいのは、都市・工業区再開発、インテリジェント台湾、桃園国際空港城、交通ネットワーク整備といったプロジェクト群である。

<sup>21</sup> 日米競合ケースで、このような事態が顕在化したといわれている。台湾のノートパソコン OEM./ODM メーカーの集約化と世界的なシェア拡大が進んだ 00 年代以降、有力台湾系メーカーは発注量の小さい顧客に対して価格、製品開発、品質、製品納入のスピードなどの面で差別的な対応をするようになってきている (Kawakami (forthcoming)、立本 (2009))。

<sup>22</sup> ただし、なお、ECFA の中国側の対台湾アリーハーベスト実施により、日本の対台湾輸出が拡大するか否かという点に限って言えば、それほど大きな波及効果が期待しにくい。

第一に、台湾製液晶パネルの対中輸出が拡大すれば、日本に比較的な大きな波及効果が期待できるが、今回中国側の開放リストに液晶パネルは含まれなかったからである。

第二に、日本の対台湾輸出額が大きいのは半導体だが、半導体を用いる多くの IT 製品については、すでに中国は WTO の情報技術協定に基づきゼロ関税を適用しており、ECFA でさらなる関税引き下げは期待できないからである。

無論、まったく波及効果が働かないわけではなからう。例えば、①中国の台湾製化学繊維製品に対する関税率引き下げがポリスチレンの需要増を生み、それがさらに台湾の日本からのパラキシレン輸入を誘発する、②中国の台湾製鉄鋼製品や銅箔類に対する関税率引き下げにより、台湾の日本からの鉄・非合金鋼の半製品、陰極銅の輸入を誘発する、といった経路で ECFA の波及効果が日本に及ぶ可能性はある。

## 平成 22 年春の外国人叙勲台湾人受賞者報告 (2)

当協会 野中薫・高雄事務所長より 5 月 25 日に旭日単光章を伝達されました陳俄安氏に対し、叙勲の感想についてお聞きしましたのでご報告致します。

陳俄安氏

台湾原住民陳俄安博物館館長

### 1. 最初に叙勲の知らせを聞いた時、どう思いましたか？

交流協会高雄事務所の方から電話で叙勲の知らせを聞いて吃驚しました。嬉しさの余りに涙が出るほど喜びました。家族も同様です。

### 2. 高雄日本人学校での伝達式、三地門での祝賀お披露目会にはたくさんのご親戚・ご友人の方が出席されましたが、周りのみなさんの反応はいかがですか？

伝達式に出席した親族、祝賀会に出席した親戚、友人は、皆日本人の情け、親切、真心と日本国政府に感謝しました。日本交流協会高雄事務所所長野中薫殿をはじめとする所員の方々及び日本人学校校長片岡正之先生をはじめとする教諭の方々のお陰で、立派で盛大なる伝達式、祝賀会を開いて頂き、皆満足して感謝しています。陳俄安さん、貴方は本当に幸せな人です。

### 3. ご親戚やご友人から何か特別なお祝いの言葉はありましたか？

ありました。日本国天皇から旭日単光章をいただきまして、皆喜んでいきます。親戚、友人から最高のお祝いとして、一着の原住民の礼服が祝辞とともに贈られました。

### 4. 陳さんと日本人学校の生徒たちとの思い出を教えてください。

昔ルバルバおばさん(※)は、お土産の商売をしていました。お土産を買いに来る日本人と話し、付き合いが始まりだんだん日本人の知り合い

が多くなりました。私もルバルバもお土産を買いに来る日本人とお喋りしたりして、その後日本人学校関係者と知り合いました。私は公務があり外出が出来ませんので、日本人学校の入学式、卒業式、発表会、運動会等にはルバルバが代表して毎回出席してきました。

私は民国 70 年(1981 年)公務を退いてからは、今日に至る 30 年間毎年の行事に出席しています。(※) 陳氏のご夫人、故・陳阿修さん。「ルバルバおばさん」と呼ばれ親しまれていた。

### 5. 陳さんはこれまで多くの日本人と交流を重ねてこられました。日本人や日本に対する印象を教えてください。

私が日本人との交流を重ね、これを続けていきたいと思うのは、日本人は正直で、物事は確実に実行する、約束は守り、時間は守る、理屈は言わない、こうした日本人の精神が好きだからです。これからも日本人と交流を重ねていきます。

### 6. 最近の日本人との交流の様子を教えてください。

毎年高雄日本人学校、台中日本人学校で入学式、卒業式、発表会、運動会、その他の行事がありましたら出席しています。

日本交流協会高雄事務所との交流、往来は続いており、行事には必ず出席しています。交流協会のご恩は忘れません。

台日警友親善協会及び屏東会にも参加しています。毎年一回日本を旅行しています。

## COMPUTEX TAIPEI 2010 レポート

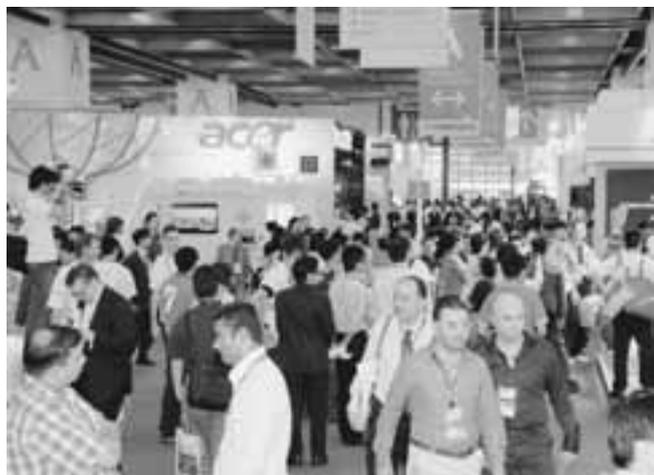
台北市コンピュータ協会 駐日代表 吉村 章

### ■COMPUTEX TAIPEI 2010、出展企業 1715 社、4,861 間で開催

アジア最大規模のコンピュータショー「COMPUTEX TAIPEI 2010」（台北国際電腦展）が6月1日（火）から6月5日（土）まで開催された。今年で30回目の開催となる。会場は信義地区の台北世界貿易センターと一昨年から新しく加わった南港地区の世界貿易センター南港ホールの2か所。信義地区にはメインの世界貿易セン



世界貿易センター第1ホールの会場風景、COMPUTEX TAIPEI 2009 は出展企業 1715 社、4,861 小間で開催



世界 169 国から 35,017 人の外国人バイヤーが訪れる

ター展示場（第1ホール）以外にも、国際会議場と世界貿易センター第3ホールが利用され、出展企業 1,715 社、出展規模 4,861 小間、前年比 8% の増加、過去最高規模での開催となった。

5日間の会期中における来場者総数は12万人、海外169か国から35,017人の外国人バイヤーがCOMPUTEXを訪れている。これは過去最高の来場者数。また、会期中に開催されたセミナーやシンポジウムは117セッション、延べ8,900人の参加者を集めて開催された。セミナーへの参加者数も過去最高の人数である。

日本人来場者はおよそ4千人と発表されている。しかし、残念ながらこの数字は減少傾向にある。SARSがあった2003年以後はほぼ横ばい状態。今年は若干持ち直したが、一昨年のリーマンショック後の展示会となった昨年は、新型インフルエンザの影響も重なり4千人を切る結果となった。

2003年まで日本は国籍別来場者数で常にトップをキープしてきたが、現在はアメリカに次いで第2位となっている。一方でアジア新興国からの買い



COMPUTEX 公式ホームページ

<http://www.computex.biz> 常時、製品情報や企業情報が入手可能



会期中に開催されるセミナー/シンポジウムは117セッション、延べ8,900人の参加者



昨年から運用が開始された南港ホール、世界貿易センター展示場との間は5分から10分おきに無料シャトルバスが運行

付けミッションが急増している。中国、インド、ロシア（極東）などからの来場者がここ数年急増している。また、東欧、南米、中東、アフリカ諸国といった地域からの来場者もここ数年増えているという。

### ■新しい南港ホールを本格運用

南港ホールは1階と4階を合わせて展示面積は46,175平方メートル。東京ビックサイトの東ホールに匹敵する展示面積を持つ。一昨年3月に完成した新しい国際展示場で、新副都心として開発が進んでいる地域は台北の東にあり、今後、もうひとつの展示会場や国際会議場、大型のホテルやショッピングセンターの建設などが予定されており、台北の新しい顔として発展が期待されている地区だ。

信義地区の世界貿易センター展示場との間は5分から10分おきに無料シャトルバスが運行されており、会期中移動には不便さは感じない。しかし、COMPUTEX全体の会場はとにかく大きい。なるべく移動の時間を少なくして、効率よく会場を見て回りたいところだ。事前に、どのホールにどんな製品が集められているかを下調べしておくこと、見たいものや探している製品の優先順位を決めておく必要がある。

逆に、特定製品の買い付けではなく「アジアに



来場者は情報収集やカタログ集めといった目的で会場を訪れるのではなく、具体的な商材を買い付けていく

おけるITビジネスのトレンドを感じよう」、「新しい製品を探してみよう」といった目的でCOMPUTEXの視察に訪れる場合は、最低でも3日間の時間の余裕をお勧めする。

### ■来場者12万人、外国人バイヤーは169か国から3万5,017人

3万人を超えるが外国人バイヤーが集まるのがCOMPUTEXの大きな特徴である。これだけ多くの外国人が訪れる展示会は日本にあるだろうか。日本国内で開催されている展示会は基本的に国内市場がターゲットで、国内のユーザー向けに新しい製品や技術を発表したり、企業イメージや

ブランドイメージのアップのための展示会が多い。しかし、COMPUTEX は企業のイメージアップや最新テクノロジーをお披露目する場ではなく、モノを売り買いをする具体的な商談の場なのである。来場者は情報収集やカタログ集めといった目的で会場を訪れるのではなく、具体的な商材を買い付けていく。その年のクリスマスで何が売れるか、製品の品定め、品質チェック、価格交渉、値引きの駆け引きといった具体的な商談をするための場が COMPUTEX である。掛け声だけではなく、まさに「トレードショウ」であり、ビジネスの最前線なのである。

COMPUTEX が毎年 6 月に開催されるのは理



COMPUTEX では「情報収集」、「社に帰って検討」は有り得ない商談の場、スピーディな判断とその場での交渉力が鍵



その年のクリスマス商戦がターゲット、COMPUTEX は具体的な商談を行うためトレードショウ

由がある。欧米を中心として最も消費が拡大する「クリスマス商戦」の買い付けが目的となっている。6月のCOMPUTEXから商談をスタートさせ、夏にかけて交渉の詰めと契約、秋からクリスマスに向けて生産と出荷のピークを設定する。「クリスマス商戦」には世界中で台湾製品が店頭で並ぶという仕組みである。「その年のクリスマス商戦で何が売れるか、何を売るか」、世界各国から集まるバイヤーはCOMPUTEXのブースで台湾メーカーと価格交渉、製品の品質チェック、生産計画とデリバリーの打ち合わせなど、真剣勝負のやり取りを繰り返すわけである。

例年COMPUTEXは100社以上の企業が出展のキャンセル待ちとなる。アメリカ、ヨーロッパをはじめ海外市場がメインターゲットである台湾企業にとって、COMPUTEXに出展できるかどうかは企業の死活問題となっている。台湾企業にとって「COMPUTEXでまずはブースを確保すること」が重要な問題であり、次に「製品の開発をCOMPUTEXまでに間に合わせること」が次の課題である。COMPUTEXでどれだけの商談を決めることができるかが企業の生き残りを賭けた重要な展示会なのである。



今年は「クラウド」が注目を集めた。しかし、台湾流のクラウドは「雲の下のクラウド」「屋根の下のクラウド」



海外から COMPUTEX を訪れるバイヤーのために会議室に商談専用の特設会場を設けてマッチングをサポート

## ■ノートブック PC が引き続き台湾 IT 産業を牽引

昨年の COMPUTEX では 9 月に販売開始を控えた Windows 7 が一点に注目を集めた展示会だったが、今年は iPad に代表されるスマートブック、電子ブックリーダー、スマートフォン、さらにクラウド、デジタルサイネージと何かと話題の多い展示会となった。景気好転とともに市場のニーズも回復し、台湾企業にとってはドル箱的な製品であるノートブック PC を中心に、パソコン市場もようやく従来の成長軌道に立ち戻ってきた。景気回復の波にうまく乗った台湾企業の元気の良さが目立つ COMPUTEX となった。

2010 年、全世界のパソコン出荷台数は 3.18 億台に達するであろうと見られている。前年比 10.37% の成長である。なかでもノートブック PC の伸びが顕著だ。Windows 7 発売、ワイヤレスブロードバンドの普及、ビジネス機種市場の復活、消費者ニーズの多様化が進む中、メーカーは新製品を続々と発表し、2010 年ノートブック PC 出荷台数量は前年比 21.71% 増の 1.85 億台に達する見通となっている。

ある台湾 OEM ベンダーの担当者は、「特にビジネス機種市場では、2008 年暮れから 2009 年にかけて買い替えを控えていた企業が、年明けからは一気に設備投資回復の動きを見せ、2010 年下半期から

はこれまでにない『買い替えブーム』が起きる」と述べ、中国工場では生産体制の拡充を図っている。

2009 年ノートブック PC の市場シェアが 6 割近くに達し、初めてノートブック PC がデスクトップ PC を上回った。PC はすでにビジネス向けから個人向けへと移行しており、さらにはブロードバンド接続もより速く、より快適な製品開発が可能なノートブック PC 市場を拡大させてきている。その中でネットブックは重要な役割を演じているが、今後クラウドコンピューティングの応用が広がりを見れば、クラウド接続専用のネットブックや現在注目を集めているスマートブックは



パソコンも 3D の時代に突入、「スタイリッシュ」、「省電力」、「タッチパネル」、「3D」、4 つのキーワードが今後のトレンドを占う



マイクロソフトのブースに展示されていたデュアルモニターのノートブック、こちら側と相手側と画面を別方向に向けることができる、1対1でプレゼンをする場合など便利 (ONKYO 製)

機能と価格の両面で強みが発揮できるため成長が期待できる。

## ■iPad を追う台湾製スマートブック

2007年から2008年にかけてネットブックが注目を集めたのに対して、今年はスマートブックが注目を集めた。iPadの市場投入に伴って台湾メーカーの動きが活発になってきた。Acer（宏碁）、Benq（明碁）をはじめスマートブックのラインナップを進め、今年のCOMPUTEXでは各社のプロトタイプが発表になっている。年末から来年にかけてさまざまなスマートブックが続々と市場に投入されるであろうことが予想される。

スマートブックはネットブックよりスリムで、ネット接続時間がより長く、多様なOSを選択できることをセールスポイントにする。平均使用持続時間は10～12時間に達し、WiFiだけでなく3G接続も可能となる。重さは約800g、厚みは2cm以下、スマートブックは、クラウドコンピューティングとしても位置づけられ、Windows以外にLinuxやAndroidでも開発が進んでいる。

Benq（明碁）のOEM部門であるQisda（佳世達）のセールス&マーケティング部の陳冠瑋氏は、「アップルのiPadがもたらした産業のトレンドは、ビジネスモデルに革命をもたらしたといっても言い過ぎではない」とコメントする。例えば、語学学習やオンラインショッピングなど、ソフトウェアとサービスを繋ぐことで新しいビジネスモデルを作り出した。アプリケーションソフトを開発するメーカーにとっても大きなビジネスチャンスを提供したといえるだろう。

陳冠瑋氏は、「ハードウェアを製造、販売することによる利益より、その周辺にビジネスチャンスを見出す企業が増えてくる。オンラインショップで販売されているソフトウェアが実用的で面白ければ消費者は購入する。それによって累積される利益はハードウェアの相手先ブランド生産よりは

るかに大きい。アップルの場合、2009年オンラインショップの売上高は15億米ドルに達している」ともコメントする。

Unihan（永碩）の新産品業務開発部の許徳正氏は、「台湾企業にとってiPadの発表は大きな衝撃だった。PCとスマートフォンの間を埋める新しい使い方の提案は台湾企業はやらない」と説明する。500～800ドルの価格帯はノートブックPCとバッティングする。事実、2007年から急成長を続けてきたネットブックの勢いにも陰りが見え始めている。「もう少し下の価格帯のユーザーが『ちょっと頑張ってiPadを購入する』という具合に、新しい物好きのユーザーだけでなく、iPadブームに乗ってネットブックのユーザーがかなりスマートブックに流れている」と分析する。

台湾を代表するシンクタンクである拓璞産業研究所の発表によると、2008年台湾企業によるネットブック生産台数はおよそ1,600万台、ほぼゼロに近かった前年の生産台数から急速に市場が立ち上がった。ASUS（華碩）のEeePCやAcer（宏碁）のAspire oneなど、日本でも話題になったことは記憶に新しい。2009年の生産台数は3,300万台と引き続き堅調な伸びを示したが、2010年の予測値はおよそ4,000台で成長率がいくぶん鈍化する見通しだ。

COMPUTEX視察時に業界関係者の声を拾ってみた。「従来、ネットブックを購入していたユーザー層が、今年はかなりiPadに流れた。台湾の大手パソコンベンダーにとってiPadはインベーターのような存在」と言う。しかし、「iPadはIT端末の新しい領域を示してくれた。台湾ベンダーがそれを越える端末を安く、大量に作るができる。iPadを新たなビジネスチャンスの機会と捉える」とのコメントも。

「台湾にはタブレットPCがある。iPadはタブレットPCを生き返らせてくれた救世主だ」という声もあった。さらに、あるチップセットベン

ダーの担当者は、「結局、iPad もネットブックも OEM 生産をしているのは台湾メーカーだ。台湾企業はどちらに転んでも生産受注ができれば潤うことになる」という声もあった。

余談だが、会場で話を聞かせてくれた関係者のひとりが、「iPad もどきとは言わないで欲しい」といういくぶん厳しい口調で抗議のコメント。「iPad もどき」とは、視察で訪れた日本人グループが会場で台湾メーカーのさまざまな端末を見て、つつい口にしてしまった呼び方だ。彼は「iPad は iPad であり、台湾企業も iPad に続く製

品を続々と発表している。WindowsOS の製品もあり、アンドロイドもある。これらを『iPad もどき』と言われるのは心外だ。『スマートブック』という表現をして欲しい」とコメントを続ける。

確かに今はまさにさまざまな端末がその垣根を越えて多機能化、より付加価値の高い製品へ進化をしていく過程にある。まだまだ言葉の使い方は統一性がないが「スマートブック」という製品カテゴリが定着しつつあるようだ。



Unihan (永碩)の新産品業務開発部の許徳正氏、マイクロソフトのブースで電子ブックリーダーを紹介してくれた



場所を変えて開発中の次期モデルを紹介してくれた、厚さ 4 mm、8 インチ、重さ 180g、カラー電子ペーパーを採用、量産体制が整えば FOB350 米ドルを目指すという（残念ながら写真撮影は不可）



Windows ベースの電子ブックリーダー、日本からの引き合いもあり許徳正氏は COMPUTEX' 後にたびたび日本を訪れている



COMPUTEX 視察のメンバー、マイクロソフトブースでは見せてくれなかったが Android OS のスマートブックも開発中でプロトタイプを見せてくれた

## ■一躍注目を集めている「電子ブックリーダー」

現在、台湾では電子ブックリーダーが注目を集めている。ノートブック PC、PND（ポータブルナビゲーションデバイス）、ネットブックに続くドル箱製品として大きな期待が集まっている。電子ブックリーダーとは所謂アマゾン・キンドル（Amazon Kindle）に代表される電子ペーパーを使った情報端末である。アマゾン以外に、ソニーや Barnes & Nobles などが市場に参入している。

拓璞産業研究所によると、2008年に101万台だった電子ブックリーダーの生産台数は、2009年には3.5倍の355万台に急成長。さらに2010年予測値は910万台に達するであろうことが予測されている。富士総合研究所では2014年の出荷台数が2500万台に達するとの予測。特に、北米地区は世界で最も電子ブックリーダー市場の成長が速く、2010年米国の市場規模は世界の75%を占め680万台に達するであろうことが予想されている。

電子ブックリーダーの需要は予測以上に大きく、市場調査機関がほとんど楽観的な見解を持っている。業界関係者によると現在のモノクロ機種種の低価格化、さらにカラー機種種の登場が市場の伸びを加速させると予測し、特に150米ドル以下の機種が注目を集めており電子ブックリーダーを一気に普及させるとの予測。北米市場に続いて有望な市場とされている中国では、学校教育に電子ブックリーダーが採用されるなど、中国国内ではさまざまなコンテンツが提案されており、爆発的な市場の拡大が期待されている。

現在のところ中国市場はまだ萌芽期にあり、2010年の販売台数はおよそ100万台程度とされているが、台湾企業は中国市場を次の主戦場としており、端末でもコンテンツ分野でも多くの台湾企業が中国での市場参入の準備を始めている。

## ■国を挙げて産業振興に取り組む eリーディング産業

台湾企業は電子ペーパー技術を抑え、半導体、チップセットなど川上から端末の生産まで、電子ブックリーダーのサプライチェーンをほぼ抑えた形だ。最終製品については、MSI（微星）、明基（BenQ）、Inventec（英業達）、Delta（台達）、Aiptek（天瀚）、Gigabyte（技嘉）などが次々と電子ブックリーダーを発売している。また ASUS（華碩）、Acer（宏碁）は今回の COMPUTEX で新製品を発表し、北米市場や中国市場への参入に積極的な態度を見せている。OEM/ODM に特化した企業である Hon Hai（鴻海）や PVI（元太）も市場参入は時間の問題だろう。

中国では HLE（翰林）、Hanvon（漢王）、Founder（方正）、eRAED（宜銳）、Easybooks（易博士）、Robook（博朗）などのメーカーに続き、Yuan-Liou（遠流）、Netronix（振曜）、MSI（微星）、Inventec（英業達）、Delta（台達電）、Aiptek（天瀚）、Gigabyte（技嘉）などと言った台湾メーカーも次々と電子ブックリーダー市場に参入している。

一方、川上部品については、大手電子ペーパー4社のうち2社が台湾パネルメーカーに掌握されている。PVI（元太）、AUO（友達）、Delta（台達）ではカラー電子ペーパーの研究を急いでいる。電子ペーパーモジュールメーカーがフレキシブル基板やカラー電子ペーパーの量産ができるようになれば、iPadの攻勢にあっている市場の反撃も本格化していくだろう。カラーディスプレイ、タッチパネル技術、インターフェースの進化などにより、台湾が今後世界の eリーディング産業において重要な役割を演じていくことは間違いない。

台湾政府も国を挙げて eリーディング産業の育成に努めている。2009年末には業界団体の旗振りで「電子読書産業推進連盟」（e-Reading Industry Promotion Alliance）が組織され、電子ペーパー技術から端末の生産まで次世代の eリー

ディング端末の制覇を目指す布陣をほぼ整えた。川上から川下までのサプライチェーンを完備し、量産コストの削減という強みを発揮していくことが、これまで培ってきた台湾らしいビジネスモデルである。経済部によるとすでに世界電子ブックリーダーの80%は台湾企業から調達しているとされており、現在も台湾大手メーカーによる電子ブックリーダー関連の投資が続いている。

電子書籍に関してはここへ来て日本でも出版社、印刷会社、流通、書店などを巻き込んだ議論が活発化しつつある。ビジネスの形態や新しいビジネスモデル、さらに業界としての方向性やそこで働く人たちの雇用問題など、さまざまな方向性



電子ブックリーダーが注目された今年の COMPUTEX、台湾は国を挙げてeリーディング産業振興に取り組んでいる



Benq (明基) の電子ブックリーダー、現地視察では直接 Benq (明基) を訪れて開発担当者から話を聞くことができた

を模索しながらやっと動き始めた。しかし、台湾ではまず端末を押さえるところから動く。電子ペーパー技術を抑さえ、サプライチェーンを完成させ、ハードウェアの供給を握るところから世界市場を見ていくところがいかにも台湾らしいところであると言えるだろう。

経済部では潜在的に大きな発展が期待されるこの新しい分野への投資を怠らない。国が旗を振る形でeリーディング産業振興に力を入れている。



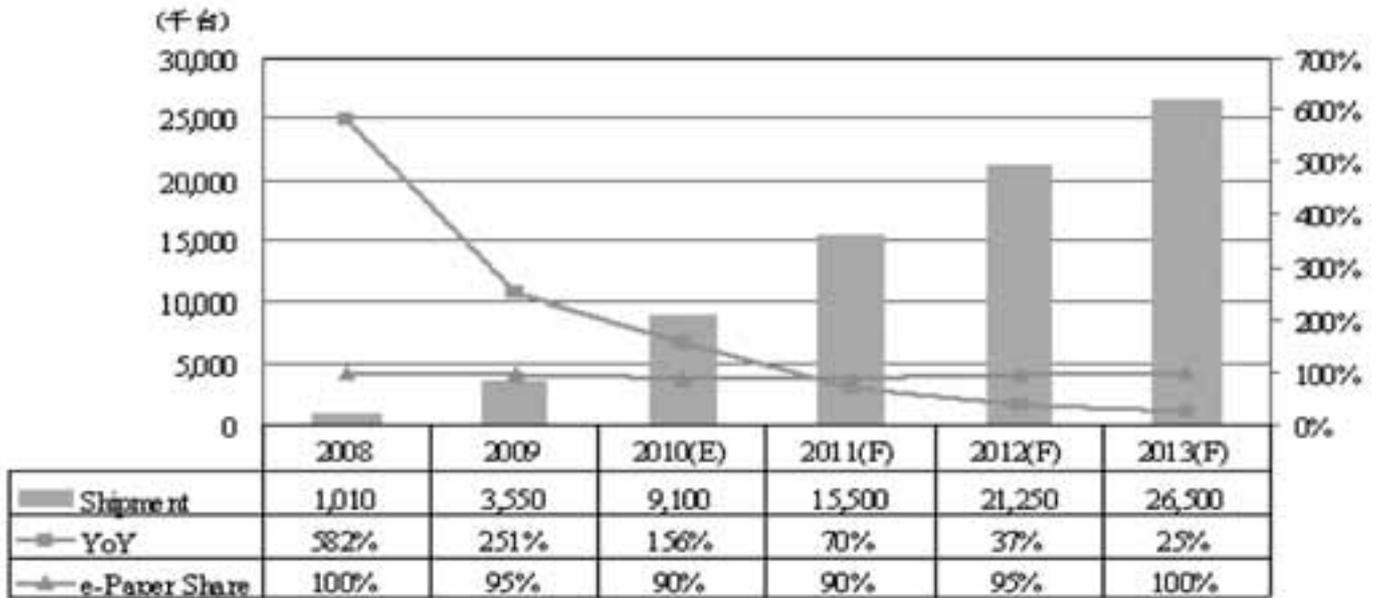
電子ペーパー技術とサプライチェーンを押さえて続々と製品が出てくる電子ブックリーダー



Acer (宏碁) も新製品を発表、Benq (明基) や Asus (華碩) など台湾製の電子ブックリーダーが日本の店頭に大量に並ぶ日も近い(?)

◆世界電子ブックリーダー市場予測

図：全球電子書閱讀器市場規模預測



Source：各廠商；拓璞產業研究所整理，2010/01

資料出所：拓璞產業研究所（2010年1月）

<h3>ネットブック</h3>	<h3>iPad</h3>
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 2008年1,600万台から2009年3,300万台へ急成長 2010年には4,000万台と予測、成長率は鈍化</li> <li>* スリムさ、軽さ、携帯性の良さ バッテリー駆動時間、ネット接続時間 主流は10.1型から11.6型へ 高速モバイル「ロードハンド」環境への対応 価格破壊の原動力(350ドルライン)</li> <li>* 高機能NB/PCの低価格化、差別化に課題 魅力的な機能の追加に課題 マルチタッチ機能へ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* iPadによる衝撃、2010年1,000万台の販売台数 台湾企業による大量のOEM受注</li> <li>* ホームページの閲覧、メールの送受信、 オンラインショッピング、スリムさ、軽さ、携帯性の良さ</li> <li>* 高い価格帯、コストダウンに課題 690ドル→150ドルへの取組み モバイル性、カウチモデルとして割り切り</li> </ul>
<h3>スマートブック</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 再注目されるタブレットPC <small>機能集中と多様分化</small> 2010年400万台に、2013年には5,700万台と予測 完備されたサプライチェーン、開発/量産の経験蓄積</li> <li>* Win7の追い風、マルチタッチ機能/技術 ネット+マルチメディア+モバイル 三位一体機能</li> <li>* よりスリムに、より軽く、より携帯性の良さを追求 バッテリー駆動時間、ネット接続8時間を追及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 2008年101万台から2013年2,650万台へ</li> <li>* スリムさ、軽さ、より携帯性の良さ バッテリー駆動時間、ネット接続時間 主流は8インチ、次世代は10~14インチ</li> <li>* マルチメディアコンテンツに不利、カラー対応に課題 カラー電子ペーパーの開発に課題 重さ180gを目指す、厚さ4mmを目指す</li> </ul>
<h3>タブレットPC</h3>	<h3>電子ブックリーダー</h3>
<small>Tablet Computer Association Tokyo Office All Rights Reserved</small>	

資料出所：TCA 東京事務所



MSI が提案するのは大きな手書き入力パッドをもったノートブック PC、実はキーボードを付け換えることができる



さまざまな製品が提案される COMPUTEX、「まずは製品化してみよう」というノリが COMPUTEX らしい



ちょっと変わりだけ製品、キーボードに組み込まれたスマートブックの提案モデル



筆者が一番気になった製品がこれ、iPhone に取り付ける携帯電話用の望遠レンズ、「フツウにデジカメを買えばいいのに」と思うのだが…、こういった製品がたくさん出展されるのが COMPUTEX の見どころでもある

## FOOD TAIPEI 2010（第20回台北国際食品展）が開催

（財）交流協会 台北事務所経済部主任 中山幸英

2010年6月23日（水）から26日（土）にかけて、台北世界貿易センター南港展示ホールでFOOD TAIPEI 2010が開催された。会場総ブース数1,822小間に対し、24カ国・地域より959企業（団体含む）の出展があった。来場者数61,319人と、昨年の46,655人より大幅に増加し、依然として本見本市の人気が高いことがうかがえた。

日本ブースは、日本貿易振興機構（ジェトロ）および（財）交流協会の共催で7年連続7回目の出展。今年の日本ブースの小間数は63小間であり、台湾、アメリカに次いで3番目の規模となった。日本全国20の都県より69企業（団体）が出展し、台湾市場の開拓に努めた。主な出展物は、農産物および加工品（さくらんぼ、果実ジュース・ゼリー等）、水産物（牡蠣、はまち、乾燥なまこ等）、飲料（日本酒、泡盛等）、健康食品（うこん、カテキン茶等）、菓子類、加工食品であった。

まず、台湾の日本食品マーケットに関して言えば、近年、日本の各地方自治体が積極的に台湾向け輸出促進に尽力した事もあり、今では既に飽和状態となっている。通常、日本で見かけるような

日本食品であれば、台北市内でも手に入るものがほとんどである。そのため、今回日本ブースを訪れたバイヤーが興味を持った出展物を挙げると、芋蜜（菓子）、味噌カレー、牛乳ラーメン、純米カステラ、カキの水煮など、珍しい食品が多かった。また、ここ数年、台湾では健康志向が高まりを見せており、「健康」「LOHAS」等を謳った商品の受けも良かった。

今回の日本ブース出展者の中には、シンガポール、香港等のバイヤーから大量の引き合いがあった出展者もいた。キロあたり10万円程度とかなり高額であるにも関わらず、モノが良いという理由で大量に成約を決めた海産物などがその例である。台湾外のバイヤーとの成約も今年は目立ったことから、フードタイペイの知名度が台湾外でも上がってきており、近隣諸国のバイヤーに対しても十分な認知度があるイベントになってきていることがうかがえた。

また、フードタイペイの会期について言及すると、会期が4日間であるのは昨年と同じであるが、「バイヤー来場日」「一般客来場日」の日数がそれ



日本パビリオン受付



大盛況の日本パビリオン



日本ブースでの料理デモ

ぞれ変更された。昨年はバイヤー来場日3日間、一般客来場日1日だったのに対し、今年はそれぞれ2日間ずつとなった。この変更に対する反応は賛否両論あり、台湾市場のマーケティングを主目的に出展した日本の出展者からは、より多くの来場者から反応が得られたと好評だったのに対し、商談成約を主目的に出展した方からは、バイヤー来場に特化した日を増やして欲しいという要

望が出た。

その他、今年のフードタイペイにおいて日本ブース以外で特筆すべき点としては、中国企業の出展コーナーが広く設けられた点が挙げられる。今年は「海峡兩岸食品展」コーナーとして、中国企業の出展コーナーも広く設けられた。折しも、フードタイペイ開催がE C F A（兩岸經濟協議）調印の直前となったこともあり、兩岸の雪解けを印象付ける意味でも中国から沢山の企業が出展していた。しかし、一昨年、台湾においてもメラミンが混入した中国産粉ミルク等の問題が発生しており、台湾の人々の中国食品に対する印象は良いとはいえないのが現状である。「海峡兩岸食品展」コーナーへの客足もそう伸びなかったようである。近年、政治面において台中関係は急速に改善してきているものの、末端の消費者となる一般の台湾人自身が抱いている中国産品へのイメージを改善するにはまだまだ時間がかかりそうである。

## 西門町を歩く

片倉 佳史

第4回となる今回は西門（せいもん）町について紹介してみたい。1895（明治28）年から終戦までの半世紀、台北でもっとも多く日本人が住んでいたのが旧台北城内とこのエリアである。当初は城内に形成された内地人（日本人）街は、後にこの一帯へ広がり、さらに、大正町（現中山北路・林森北路周辺）へと伸びていった。今もなお、市内屈指の繁華街である西門町。今回は日本統治時代の遺構をいくつか訪ねながら、このエリアを紹介してみよう。

### 台北最大を謳った繁華街

西門（せいもん）町は若者が集うエリアとして知られている。映画館や喫茶店、CD、衣服、アクセサリー、雑貨などを売る店が軒を連ね、「台湾の原宿」と揶揄されることもある。日本製品を扱う店が多く、エリア全体がキャラクターグッズであふれているような印象さえある。

日本統治時代、この一帯は台北最大の繁華街として名を馳せていた。住民の大半を当時は「内地人」を称した日本本土出身者が占め、中でも商業従事者の多いことで知られていた。

このエリアは歓楽街としても機能していた。現在、成都路や漢中街と呼ばれている辺りは、当時から終日人通りが絶えなかったという。戦前の台湾に生まれ育った人であれば、この町の名を知ら



西門町はかつて台北最大の繁華街として賑わったエリアである。西門町、寿町、築地町、若竹町などに分かれ、当時は「内地人」を名乗っていた日本本土出身者が集まる居住区だった。

ない人はいないとも言われるほどの存在だった。

終戦で日本人が台湾から去った後も栄華は保たれた。1970年代まで、長らく台北を代表する町並みとされていたが、1980年代後半に入ると、新興繁華街である「東區（忠孝東路四段周辺）」の勃興により、衰微の兆候が見られ始めた。

それでも、流行の発信基地としての機能は衰えず、東區の地価急騰もあって、繁栄は保たれることとなった。1990年代に入ってから、中学生や高校生が集うエリアとして栄えるようになっている。

### 台北城と城門

清国統治時代、台北は四方を城壁で囲まれていた。これは通称「台北城」と呼ばれている。しか



中華路にはかつて中華商場や台鉄（在来線）の線路があった。中華商場はすでに取り壊され、台鉄も地下化されて道路は拡張されている。

し、台湾の場合、いわゆる城郭があるわけではなかった。土匪と呼ばれる盗賊が跋扈した時代、防御を目的に、集落を城壁が囲んでいるという程度のものであった。

こういった城壁は、台湾では台北のほか、新竹や宜蘭、台南、恒春などでも見られた。多くは日本統治時代に撤去され、跡地は道路になったり、濠が設けられたりした。その痕跡は地図を見れば容易に確認できる。現在、城壁そのものが残っているのは恒春のみだが、宜蘭のように旧城路という名の道路があったり、新竹のように濠が公園として整備されたりしているところもある。

台北城西辺の跡地は、中華路と呼ばれている道路である。これに、愛国西路、中山南路、忠孝西路をつなげれば台北城の輪郭が浮かび上がる。いずれも片側4車線の広い道路である。なお、中華路の東側を城内、西側を西門町と呼んだ。

中華路は現在、片側4車線の道路となっているが、日本統治時代は城内側（東側）に複線の鉄道線路が走っていた。ここにはガソリンカー停留所が設けられ、対向式の短いホームがあった。しかし、現在は地下化工事によって、線路は見られない。

戦後は道路2車線と分離帯を合わせた部分に中華商場と呼ばれる市場があった。これは国民党政府とともに台湾へ渡ってきた外省籍の兵士たちが



台北城の城壁に用いられた石材は撤去後、上下水道設備の造営に転用されることが多かった。台北市内の金山南路には台北城の石材を監獄の塀に用いた場所が残っている。

バラックを建てて住みついていた場所で、それがなし崩し的に合法化され、1961年に政府によって整備されたものだった。当時は台北最大のマーケットで、揃わないものはないと言われるほどだった。しかし、鉄道線路の地下化に伴う再開発によって、1992年10月20日に撤去され、現在は跡形もなく消え去っている。

市街地は城門を中心に開けていた。先述したように、西門の場合、西側を西門町、東側を城内と呼んだ。城門については、台北の場合、東西南北の4つに加え、小南門が設けられていた。現存しているのは北門だけで、西門は日本統治時代に撤去。東門と南門は戦後、国民党政府によって中国



新竹市内に残る城壁の跡地。新竹城の城壁跡には濠が設けられた。現在は公園として、市民が憩う場になっている。取り壊された石塊は上下水道設備の整備に使用された。



屏東県の恒春には現在も城壁が残る。これは日本統治時代から古蹟として扱われ、現在も観光スポットとなっている。城門についても、南門、西門、北門が往時の姿を留めている。

式の新しいものが設けられている。

西門のあった場所にはロータリーが設けられた。ロータリーとは言っても、自動車が多くなかった時代のこと。そこは公園のような雰囲気をまとっており、「楢円公園」の名称で人々に親しまれていた。

## 埋立てによって生まれた新市街

西門町は台北市の西部に位置し、旧市街の萬華地区と大稻埕地区の中程にある。この一帯はもともとは湿地が広がっていた。これが日本統治時代に入り、埋立て工事が施された。新しく開かれたこともあって、当初は新起（しんき）町と呼ばれ、これが後に西門町となった。

もともとが湿地だったため、この地の疫病の発症率は他地域に比べて高かった。そのため、有史以来の無人地帯であり、日本統治時代を迎えるまでは荒れ地だったと伝えられる。しかし、台湾総督府は拡大化する台北の新市街地区として、この一帯を埋立て、新開地を作り出そうとした。こうして生まれたのが西門町である。

このエリアの地名も興味深い。西門の西側一帯は終戦まで「寿町」と呼ばれていたが、より西に進んでいくと、そこは「築地町」と呼ばれていた。言うまでもなく、これは埋立てによって誕生した土地を示している。具体的には埋立てとは言っても、湿地に盛り土を施した程度というのが実態だったが、「築地」という呼称に偽りはない。

そして、南側には「入船町」があった。これは水運に関する地名である。実際に日本統治時代初期、規模は小さかったものの、淡水から上がってきたジャンク船がこの辺りまで入ってくるのがあったという（後に土砂の堆積で河運は衰退する）。

そのほか、この一帯には「濱町」や「泉町」、やや南へ下って「川端町」、北には「港町」があった。泉町には鉄道部職員の官舎が建ち並び、川端町に

は屋形船の船着き場があったが、こういった地名をたどっていくと、どれもが水運や港湾、埋立てなどに関わっており、地域の特徴を雄弁に物語っている。

なお、戦後、台湾の統治者となった中華民国国民党政府は、都市名に手を加えることは少なかったが、町名に関しては徹底的に中国風に改めている。そんな中、「西門町」は日本統治時代の町名が通称として受け継がれた珍しいケースである。読み方こそ北京語式に「シーメンティン」となっているが、戦前の町名表記がそのまま用いられていることは珍しく、ほかには、ほとんど例を見ない。



日本人が多かったこともあり、弘法大師を祀る寺院もあった。成都路にある台北天后宮には周辺地域に置かれていたお地藏さんなどが集められ、信仰の対象となっている。弘法大師の立像も見られる。

## 西門紅樓—西門町のシンボル

まずは西門町のシンボルというべき存在を訪ねてみたい。ここはかつて公共市場として使用されていた建物である。上から眺めると美しい正八角形をしている。日本統治時代、付近住民の暮らしを支えていた空間であった。

この場所に市場が形成されるようになったのは1900（明治33）年頃であったという。この建物の竣工は1908（明治41）年。当初は公衆衛生を管理するための機関として設けられたが、まもなく公設市場となった。

赤煉瓦と白石を用いた瀟洒な建物は当初から注

目を集めていたという。竣工以来、すでに一世紀という歳月を経ているが、落ち着いた色合いのレンガと白石の帯で象られたデザインは誰をもうならせる美しさだ。設計を担当したのは台湾総督府医院（現国立台湾大学付属医院旧館）を手がけた近藤十郎だった。

人々はその独特な形状から、ここを「八角堂」と呼んでいたという。この形状には興味深いエピソードが残る。先述したように、かつて、この一帯は見わたすかぎりの湿地が広がっていた。そして、行き倒れた無数の死体が放置されていたと言われている。そこで、この場所を開発しようとした日本人は、縁起担ぎに「八卦」をイメージしたデザインを採用したというのである。事の真相は不明だが、衛生環境の改善が急務とされていた時代のことである。筆者は複数の古老からこの話を耳にした。

豊富な物資を取り揃えたこの市場は連日多くの人で賑わっていたという。扱われる物資は多岐にわたり、日用品から生鮮食料品、各種雑貨まで揃っていた。商店ばかりでなく、飲食店や写真屋、喫茶店までもが設けられていたと伝えられる。

なお、建物の脇には商業スポットらしく、稲荷神社が設けられていた。戦前、台湾にはいくつかの稲荷神社があったが、ここは京都の伏見稲荷から神霊を分けたものが安置されていた。しかし、現在はその形跡を確認することはできない。

戦後、日本人が去ると、この建物は管理者を失った。周辺には中国から流れ込んできた人々が住みつき、バラックで埋め尽くされた。後にこの建物は映画館として使用されることとなったが、場末感是否めず、所有権の転売が繰り返された。1990年代は長らく廃虚然としていた。

しかし、陳水扁市長時代に状況は一変する。不法住宅は一掃され、建物も公共空間として整備されることが決まった。敷地は台北市によって管理され、建物は民間団体に委託経営されることと

なった。そして、劇場として使用されるようになった。重厚な雰囲気醸し出す老建築の用途は時代とともに変わってきたのである。

現在、ここでは歌仔戲や布袋戲といった台湾郷土劇のほか、中国各地の伝統劇や古楽器の演奏会などが不定期に催されている。1階には古地図や古絵葉書の展示などもある。さらに、昔懐かしい玩具の販売スペースなどあって、外国人旅行者に人気だ。最近では若きデザイナーたちが作品を持ち寄っては販売する「デザインマーケット」も頻繁に開かれている。古建築を有効に利用し、再生させた好例として、高く評価されている建築物である。



当初は新起街市場を名乗っていたが、後に西門市場と改められた。脇には稲荷神社もあったが、これは痕跡を残していない。現在は「西門紅樓」と呼ばれている。



台北でも指折りの繁華街だけあって、休日にはかなりの人混みとなる。建物の後方には十字型の建物があり、ここにもショップが入っている。

## 知られざる学校内の記念碑

次に、小学校の構内にひっそりと残る石碑を訪ねてみたい。MRT 板南線西門駅から成都路を西に進んでいくと、左手に小学校が見えてくる。校名は西門国民小学。終戦までは寿（ことぶき）国民学校を名乗っていた初等教育機関である。

この学校の創設は1915（大正4）年3月となっている。当初は台北市城西寿尋常小学校を名乗り、後に寿尋常小学校と改められている。尋常小学校とは日本人子弟が通う初等教育機関である。当時、圧倒的多数を占めた漢人住民の子弟は公学校に通い、両者の間には格付けや教育内容、上級学校への進学機会などの区別があった。この体制は日本統治時代末期に制度上の改正がなされ、呼称も「国民学校」となっているが、両者が完全に平等となることはなかった。

現在、校舎は建て替えられており、歴史を感じるようなものではない。しかし、構内を歩いてみると、敷地の片隅に石碑が残っているのを確認できた。ひっそりとした場所であり、空間そのものが忘れられたような雰囲気である。

この石碑は淡水河の氾濫と西門町一帯の埋立て工事を記録したものである。しかし、碑文は無惨にも削り取られ、大部分は判読できない。石碑の名称すら読みとれない状態である。

こういったケースは台湾各地で見られた。戦後、日本に代わって台湾の統治者となった国民政府は、各地で日本にゆかりあるものの抹消を試みた。もちろん、すべてを消し去ることなどはできず、今も数多くの遺構が確認できるが、この石碑のように、文字だけを削り取り、石碑そのものは取残すというような見せしめも行なわれた。これは台湾の人々に統治体制の交代を見せつけるためだったとも言われる。

## 撤去と破壊、そして保存された石碑

終戦時、台湾に暮らしていた日本人は40万あまりと言われている。日本政府は台湾地区の領有権を放棄し、その後の管理は連合軍に委ねられた。そして、中華民国国民党政府が台湾にやってくることになる。

国民党政府が最初に行なったことは、日本人が所有する資産を接収することだった。これにより、官営事業のみならず、半官半民で組織されていた諸団体や企業体なども国民党政府の管理下に組み込まれた。公的財産はすべて政府の運営資金という名目のもと、奪われてしまったのである。

次に実施したのが、台湾に染み付いた日本的な匂いを抹消することだった。1947年に発生した228事件は、外省人勢力の横暴な振る舞いに民衆が立ち上がったものだが、これを経て、国民党政府の専制はいっそう加速化することになる。

少数派である外省人たちは228事件を通じ、台湾人の心の奥に潜む「異質」なもの、つまり、自らと決して相容れ得ない台湾人の気質を改めて認識した。その元凶と目されたのが日本的な生活規範、そして精神性であった。これらを徹底的に破壊することは彼らが生き延びる上で必須だったと言っている。これが後に長く続く偏向教育や白色テロ（反体制派の粛清）の伏線になっているのは言うまでもないだろう。

具体的には日本統治時代の建造物にペンキで色を塗ったり、新たな看板を据え付けたりするほか、文献や証書の焼却や登記資料の改ざんなどが頻繁に行なわれた。石碑もまた、撤去や破壊の憂き目に遭った。

日本人は各地に相当な数の石碑を建てていた。その総数は不明だが、多くは日本の台湾統治を肯定するものだったため、引き倒される運命となった。先述したように、見せしめの意味で、石碑そのものは残した上で、文字だけを削り取るという

ようなことも行なわれた。

現在もそういった石碑は散見できる。言論の自由が保証された時代を迎え、石碑の調査や保存、再評価も進みつつある。傷つけられた石碑を訪ね歩くことは、ある意味、日本統治時代のみならず、戦後の台湾史についても考えさせられる一つの機会と言えよう。

## 石碑が語る西門町の歴史

筆者は数年前、この学校の卒業生であるという古老に話を聞いたことがある。その中で、この石碑の正式名称は「埋立地記念碑」であること、そして、通称「河水氾濫（かすいはんらん）碑」と呼ばれていたことを教えられた。当時、この学校に通う子供であれば、誰もが知っていた存在だったという。

石碑の材質は安山岩と思われる。自然石を用いているが、古老によれば、これは日本本土から運ばれてきたものであるという。日本統治時代の石碑は小さなものであれば大半が台湾産の石材だったが、有力者や名士による建碑だったり、石碑そのものの規模が大きかったりすると、本土産の石材を用いることもあった。ここの場合も、西門町全体の歴史に関わるということで、本土産の石材が用いられたのかもしれない。

石碑の高さを測ってみると、2メートルもあった。碑文は削られたばかりでなく、セメントで埋められている部分があり、表面が剥がれているところもあった。しかし、これを丹念に読み込んでいくと、碑文は古老の言う通り、西門町一帯を襲った洪水の状況と、その後の復旧過程が記されていた。

台北に限らず、暴風雨による水害は、各地で人々

を苦しめていたが、満潮時に河水が逆流する淡水河や基隆河の流域では、慢性的に洪水が起っていた。しかも、もともとが低地だった西門町一帯は被害が甚大だった。

碑文には井村大吉（いむらだいきち）という名も確認できた。井村は1909（明治42）年から1914（大正3）年まで、台北庁の庁長の地位にあった人物で、後には台湾総督府逓信局長や内務局長を歴任している。庁長時代には、北投（ほくとう）温泉に公共浴場を設けたほか、台北市内の公園整備や北投公園の造営、さらには台北市立動物園の開設にも関わっている。

文献などが残っていないため、この石碑の詳細をつかむことは難しく、建碑の時期も判断できないが、碑文には「大正三年五月」という文字が見える。これは井村の台北庁長退任の1か月前で、石碑との関わりの深さは推測できる。なお、埋立て工事の完了は1917（大正6）年である。

埋立て工事の完成で、付近の様相は一変した。湿地は消滅し、衛生事情が改善された。綿密に練られた都市計画は日本統治下の台湾では各地でみられたが、ここもその例に漏れない。西門町一帯は24のブロックに分かれ、舗装道路が設けられていた。

こうして西門町は商業エリアとして発展し、今も市内指折りの繁華街となっている。しかし、荒れ果てた石碑の存在を知る人は多くない。河川の氾濫を克服し、埋立てによって一帯が整備されたという史実も忘れられつつある。石碑は今日も校舎の陰で静かに眠っている。学校としては、この石碑を校内史蹟として扱い、保存したいということだったが、果たして、この石碑が再び注目される日は来るのだろうか。



学校の敷地内に立つ河水氾濫碑。日本統治時代以前、西門町一帯は葦の生い茂る湿地だった。そこを開発するべく、台湾総督府は大規模な埋め立て工事を実施した。石碑の一部は破損している。



碑文の文字は戦後に削られてしまったため、判読は難しい。「大正三年五月」という文字のほか、当時の台北州庁長であった井村大吉の名が見える。

## 浄土真宗本願寺派台湾別院跡地

最後に、遺跡空間として扱われる寺院跡地を紹介しておきたい。

西門町の繁華街から中華路を南に進んでみよう。すると、右手にちょっとした緑地が見えてくる。

ここは浄土真宗本願寺派の寺院があった場所である。市内で指折りの規模を誇った寺院建築で、人々は通常、西本願寺と呼んでいた。西本願寺に対し、東本願寺もまた、西門町にあった。現在、その跡地は「誠品西門武昌店」というデパートになっているが、寺院の痕跡は全く残っていない。

領台初期、台湾には数多くの宗派が押し寄せ、

各地で布教活動を行っていた。特に、城内や西門町には当初から日本人居住者がいる程度おり、そういった人々にとって、仏教は精神的な支えとなっていた。もちろん、台湾人への布教も熱心に行なわれ、信仰という側面から、総督府による台湾統治を支えた。

この寺院の正式名称は浄土真宗本願寺派台北別院（昭和4年に台湾別院と改称）である。記録によれば、本堂は1928（昭和3）年に地鎮祭が行なわれ、1931（昭和6）年12月31日に竣工したとされている。当時は台湾最大の寺院建築と称され、本堂は建坪500坪を誇っていた。総敷地面積も2500坪に及んでおり、当時としては、破格の規模を誇っていた。

筆者はこれまでに何度かここを訪れたが、本願寺の本堂は古写真でしか見たことがない。戦後間もない頃、この一帯は、台湾に逃げ延びてきた下級兵士によって占拠され、長らく中華新村と呼ばれていた。

西本願寺そのものは日本人の引揚げによって管理者が不在となり、敵性遺産と見なされて軍隊の進駐を受けた。1955年からは本堂の所有権が理教という宗教団体に移され、その本部となった。本堂は清心堂と呼ばれていたが、これは1975年4月5日に火災が発生し、焼失。筆者がここを初めて訪れた際、すでにその姿はなかった。

しかし、本堂が焼失し、この地がかつて寺院だったことが忘れ去られても、密集した不法建築の奥には寺院の痕跡が残っていた。「理教」と書かれた門は往時のままで、その先には本願寺時代の石段が残っていた。内部に入れてもらうと、建物は火災後に建て直されたものだったが、石組みの土台や欄干は戦前のものが健在だった（これは現在も見る事ができる）。

現在、ここは台北市が管理者となっており、不法家屋は2005年に一掃された。その数は222戸と言われるが、敷地全体が緑地として整備されているため、痕跡は見られない。しかし、バラック



緑地として整備された旧西本願寺跡地。日本統治時代のみならず、戦後の台湾史を知ることができる場所である。輪番所や鐘樓、本堂の土台のほか、樹心会館と呼ばれた建物も残る。

に埋もれる形になっていた日本統治時代の木造家屋は残された。中でも輪番（別院の管理責任者）の住居だった建物は、傷みこそあるものの、保存状態は良好だ。また、1923（大正12）年竣工の鐘樓も残されている。2006年2月には台北市の古蹟に指定され、保存も決まった。

現在、こういった木造家屋は緑地の中に浮かん



本堂は火災に遭って失われたが、土台は今も残っている。欄干も日本統治時代のものである。

でいるかのように見える。家屋は使用されているわけではなく、立ち入りも出来ない。緑地と廃墟というコントラストは、奇抜な印象を与えており、かえってその様子が脳裏に焼き付いてしまう。新しい公園のためか、知名度が高いとは言えず、西門町の喧噪が信じられないほどの静寂さが周囲を包みこんでいる。

今回は台北発祥の地と言われる萬華を紹介してみたい。



『大日本職業別地図・台北』より。昭和3年当時の西門町一帯の様子。

台湾知的財産権質問箱 (Q &amp; A)

## 第2回「台湾商標Q&amp;A」

(元) 特許庁審判部審判官・  
交流協会台北事務所経済部主任  
(現) かなえ国際特許事務所  
副所長・弁理士 松本 征二

## &lt;はじめに&gt;

台湾知的財産権質問箱 (Q & A) の第2回では、台湾の商標問題を取り上げます。2年程前ですが、「さぬき」等、日本国の地名そのものが台湾や中国で多数商標登録されていた問題（以下「地名商標」と記載することがあります。）は、新聞等に取り上げられたため、読者の皆様の記憶しているところと思います。

一方、地名商標のインパクトが強かった為、影が薄くなってしまいましたが、日本の正当な権利者と全く関係のない第3者が、日本国で登録済み商標を権利者に無断で台湾や中国で商標登録（以下「冒認商標」と、また、無断で出願する行為を「冒認出願」と記載することがあります。）していたため、日本の正当な権利者が、台湾や中国で、商品の販売やサービス（以下「役務」と記載することがあります。）の提供ができないといったケースも非常に多く見られます。

第1回でも説明しましたが、冒認商標又は地名商標であっても、一旦登録されてしまうと、冒認商標又は地名商標の出願人が台湾における権利者ですので、日本の正当な権利者であっても、台湾では権利侵害者として訴えられるおそれがあります。

今回は、こういった事態に遭遇した場合の対処方法、並びに、紛争を回避するため普段から留意すべき点について、説明致します。

また、日本の農産物や伝統工芸品等は、日本産であることを強調するために、日本の地名を商品に表示して販売を行いたいというニーズもありま

す。どのような場合に日本国の地名を含んだ商標の登録が認められるのかについても併せて説明致します。

## &lt;Q&amp;A&gt;

Q1. 台湾で商品の販売や「役務」の提供を検討しています。調査したところ、台湾で冒認商標（又は地名商標）を発見し、その商標が実際に使用されています。どのような対処方法がありますか？

(A) 登録異議の申立て又は無効審判の請求をし、冒認商標又は地名商標の登録を取り消すことが必要です。

登録異議の申立ては、商標登録公告から3ヶ月以内であれば、利害関係に係わらず誰でも行うことが可能です。

一方、商標登録公告から3か月を経過している場合は、無効審判の請求を行うことができますが、請求者は利害関係人に限定されます。

ただし、冒認商標が著名商標及び非著名商標（著名又は非著名の違いは後述。）の冒認出願である場合、商標登録公告から5年を経過すると無効審判の請求をすることはできません。

なお、悪意による著名商標の冒認商標の場合、及び地名商標については、無効審判の請求期限は設けられていません。

しかしながら、商標登録公告後10年を経過した場合は、如何なる理由であっても無効審判を請

求することはできないとの法律解釈もあり、当該解釈の妥当性について、台湾で紛争になった事例がないため判例は無く、解釈は確定していません。

したがって、冒認商標又は地名商標を発見した場合は、商標登録公告の年月日を調べるとともに、速やかに対処することが必要です。

なお、取り消しに要する時間及びコストを考慮すると、冒認商標を買い取ったりライセンス契約を行うことも対処方法として考えられますが、冒認出願を助長することに繋がりますのであまり好ましい対応とは言えません。

Q 2. 冒認商標又は地名商標を発見した場合は、必ず登録異議の申立て又は無効審判の請求をしなければならないですか？

(A) 冒認商標又は地名商標の指定商品又は指定役務が、販売を考えている商品又は提供を考えている役務と同一でなく類似もしていなければ、登録異議の申立て又は無効審判の請求をしなくてもよい場合があります。

商標を出願する際には、必ずその商標を使用する商品又は役務を指定しなければなりませんので、まず、冒認商標又は地名商標の指定商品又は指定役務を調べてください。

例えば、「〇〇」という商標を付した「日本酒」の販売を考えている場合、冒認商標又は地名商標の指定商品が「釣竿」でしたら、「日本酒」と「釣竿」は商品として同一でなく類似もしていませんので、特段の対策をしなくても、冒認商標又は地名商標の権利者から権利侵害で訴えられる可能性は低いです。

しかしながら、冒認商標が著名商標の冒認出願である場合、冒認商標の指定商品又は指定役務が自己の商品又は役務と同一でなく類似もしていなくても、登録異議の申立て又は無効審判の請求に

より、冒認商標の登録を取り消した方がよい場合があります。

例えば、大手電機メーカーを表す著名商標である「××」と同一の商標を、「女性の接客付き飲食店」を営む者が登録し、台湾で「××」の看板を掲げて営業をしていたとします。

そうすると、大手電機メーカー自体はそのような飲食店を経営しなければ、冒認商標の権利者から権利侵害で訴えられる恐れはありませんので放置することも一案ですが、一般の消費者は、大手電機メーカーがそのような怪しげな飲食店の経営をしていると誤認し、大手電機メーカーの「××」というブランドイメージが傷ついてしまう可能性があります。

冒認商標が著名商標の冒認出願である場合は、冒認商標の指定商品又は指定役務に関係なく異議申立て又は無効審判の請求ができますので、必要に応じて検討してください。

Q 3. 登録異議の申立て又は無効審判の請求をしようと考えていますが、冒認商標の指定商品又は指定役務との関係で、どのような理由でどのような証拠が必要ですか？

(A)

(1) 冒認商標が著名商標の冒認出願である場合

日本で先に使用していた商標が台湾において著名商標と認定されると、冒認商標の指定商品又は指定役務に関係なく、登録異議の申立て又は無効審判の請求ができます。

必要な証拠としては、台湾内外の報道記事、広告資料、商品或いはサービスに係るレシート、販売記録、輸出入書類、商品又はサービスの販売拠点及びその販売ルート、販売額ランキング、営業状況等、その商標が著名であると証明することに寄与する証拠が挙げられます。

なお、証拠は台湾域内のものには限定されません。台湾の消費者がインターネットや雑誌等を利用して証拠に接触することが可能で、商標が使用されていることを認識可能であったことが証明できれば、日本国内で公表された資料でも証拠として認められる可能性はあります。

(2) 冒認商標が非著名商標の冒認出願である場合

日本で先に使用していた商標が台湾において著名商標と認められない場合は、冒認商標の指定商品又は指定役務が、日本で先に使用していた商標の商品又は役務と同一又は類似している場合のみ、登録異議の申立て又は無効審判の請求ができます。

この場合、冒認商標の出願人が日本の正当な権利者の商標の存在を知っていたことを証明する証拠が必要で、例えば、①冒認商標の出願人との間の書簡、取引証明、仕入れ証明等、取引関係にあったことを証明する書類、②冒認商標の出願人と親族関係であることを証明する書類、③冒認商標の出願人の営業拠点が自社と同一街道又は近隣の場所にあることを証明する書類、④冒認商標の出願人が株主・職員等であったことを証明する書類、等が挙げられます。台湾に於ける冒認商標を取り消す理由として最も利用されています。

(3) 地名商標の場合

台湾の消費者が日本国の「地名」と認識可能であったことを証明する資料が必要です。例えば「地名」が入った産品等の台湾での販売や、「地名」が掲載された観光雑誌等の台湾での販売事実等が挙げられます。

Q 4. 冒認商標が、著名商標の冒認出願である否かは誰が決めるのでしょうか？

(A) 個別案件の審理（登録異議又は無効審判）の際に智慧財産局により判断されます。

商標法施行規則第 16 条では「著名商標とは、客観的証拠を持って、当該商標が既に関連業者又は消費者に広く認識されていると認定するに足る商標」と規定されていますが、実際の実務では、登録異議の申立て者又無効審判の請求者が大量の使用証拠等を提示し、智慧財産局が著名か否か判断します。

ただし、著名であると認定される条件は厳しく、実務上、「著名」に該当しないと認定されるケースが多く見られます。

したがって、冒認商標の指定商品又は指定役務が、日本で先に使用している商標の商品又は役務と同一又は類似している場合は、日本の商標が「著名商標」として認められないケースも想定して、冒認商標が「著名」又は「非著名」の冒認出願であることを証明する両方の証拠をそろえ、同時に申請することも考慮して下さい。

Q 5. 資料を集める上での注意はありますか？

(A) 証拠の日付は、冒認商標又は地名商標の出願日前であることが必要です。

提出された証拠が、登録異議の申立て又は無効審判請求の理由に該当するか否かの判断基準日は、冒認商標又は地名商標が台湾で出願された日です。したがって、証拠収集の際には日付に注意して下さい。

Q 6. 無効審判請求期限内に確かな証拠をそろえて無効審判を請求すれば、冒認商標又は地名商標は必ず取り消すことができますか？

(A) 取り消されるべき理由があったとしても、冒認商標又は地名商標の継続使用により、台湾の消

費者が自他識別能力を有するに至ったと判断されると無効審判請求期間内であっても取り消すことができない場合があります。

したがって、冒認商標又は地名商標であっても、実際にその商標が使用されている場合、時間が経過すればするほど日本の正当な権利者にとって不利な状況になりますので、速やかな対処が必要です。

Q 7. 台湾で冒認商標又は地名商標を発見しましたが、実際に使用されていない模様です。その商標又は地名を付した商品の販売を行っても問題はないのでしょうか？

(A) 商標権侵害で訴えられる可能性がありますので、当該商標を取り消すまで使用を控えたほうが無難です。

仮に使用されていなくても、その商標が取り消されない限り、商標権者は権利行使が可能です。特に、正当な権利者が台湾に進出して来た際に高値で売りつけることを目的とした冒認商標又は地名商標であれば、なおさら危険です。したがって、上記のとおり、登録異議申立て又は無効審判請求により、商標登録を取り消してから商品の販売をおこなった方が安全です。

なお、商標は正当な理由が無く3年以上使用されていない場合又は使用の停止を続けている場合、商標不使用を理由とした取消の請求もできます。

したがって、冒認商標又は地名商標が実際に使用されているか否か調査することも有効な対策の一つです。

Q 8. 日本産であることを示すために商品に「地名」を付して販売しようと考えています。調査したところ、地名商標を発見しましたので無効審判の請求をしましたが、自他識別能

力があると判断され取り消すことができませんでした。今後、その地名を使うことはできないのでしょうか？

(A) 「地名」は産地を示すためであり商標として使用しない（以後「合理使用」といいます。）旨の確認訴訟を裁判所に起こし、裁判で主張が認められると、その「地名」を使用することは可能です。

「合理使用」とは、商標として使用するのではなく、産地を示したり、商品又は役務の説明として使用する場合、他人の商標権の拘束力を受けないことです。この「合理使用」は、無効審判の結果による影響を受けません。

したがって、「合理使用」の確認訴訟は、無効審判等で地名商標を取り消すことができなかった場合であっても、地名を冠した商品やサービスの提供を行いたい時には有効な対策の一つです。

ただし、「合理使用」の確認訴訟で確認される事項は、地名自体の使用の可否ではなく、地名の実際の使用態様が「合理使用」に該当するか否かである点に留意が必要です。

裁判では、地名の表示サイズ、デザインの有無、他の図案との位置関係等を総合的に考慮し、確認を求められた使用態様が「合理使用」に該当するのか判断されます。

したがって、「合理使用」に該当するとの判決を得たとしても、その判決は、確認を求めた使用態様のみ有効であり、使用態様を変更すると、権利侵害で訴えられる恐れがあり、再び「合理使用」に該当するか否か裁判所の判断を求めなければならない場合がありますので注意して下さい。

Q 9. 台湾で商品の販売又は役務の提供を行っていたところ、商標権侵害にあると警告を受けました。無視したらどうなりますか？

(A) 逮捕・起訴される可能性がありますので、速やかに専門家に相談してください。

商標法には刑事罰の規定があるため、警告を無視した場合、権利者は、刑事事件として告訴する可能性があります。

その場合、刑事事件として逮捕状を発行するかどうかは、告訴する者、つまり権利者が提出した資料のみに基づいて裁判官が決定します。

したがって、冒認商標又は地名商標のため本来取り消されるべき理由があったとしても、他人の登録されている商標を無断で使用したという事実があれば、逮捕状を発行され、実際に逮捕される可能性が高いです。

そのため、警告を受けた場合には、

- (1) 商標の使用を一旦中止するとともに、
  - ①智慧財産局に登録異議の申立て又は無効審判の請求を行い商標の取消しを求める
  - ②地名商標の場合は、裁判所に対して「合理使用」による商標権非侵害の確認訴訟を求める
- (2) 権利者の主張を認め、和解或いは商標の使用を断念する、の何れかの対応になります。

Q 10. 商標権侵害の警告を受けました。台湾には商標出願していませんでしたが、冒認商標の出願日より前から実際にその商標を使用しています。また、地名商標についても警告を受けましたが、単に産地の説明として標記しているに過ぎません。これらの場合であっても、警告を無視できないのでしょうか？

(A) 無視できません。

他人の商標の出願日より前に実際に台湾で商標を使用していた場合には、先使用権の主張をすることができ、他人の商標権の拘束を受けません。

また、地名の場合は上記したように「合理使用」の主張をすることが可能です。

しかしながら、それら主張は、送検後の検察の取り調べや、裁判所での裁判手続きの過程となります。合理主張が認められ、不起訴或いは無罪の判決が出る可能性が高いケースでも、警察・検察で身柄を拘束されての取り調べや裁判は相当なプレッシャーがかかるため、実質的には警告を受けた段階で和解或いは当該商標の使用を中止せざるを得ないのが現状です。

さらに、裁判で合理使用の主張が認められず有罪となった場合、外国人は台湾からの退去命令付き判決を下される可能性があります。仮に退去命令が下されなくても、台湾の入国管理法の規定では、有罪が確定した場合、外国人は5年間の入国禁止となります。

したがって、先使用権や合理使用が主張できる場合であっても、一旦は商標の使用を中断し、Q 9(A)に記載した対応をせざるを得ないです。

Q 11. 今後台湾でビジネスをして行く上で、商標問題で普段から注意しておくべき点はなんでしょうか？

(A) 速やかな出願、識別力の高い商標、普段からの資料の整理、定期的な市場調査が必要です。

(1) 速やかな出願

台湾では日本製品は安全・高品質との評価を得ています。また、台湾では日本の雑誌も多数販売され、日本への観光客も多いことから、日本の新しい商品（商標）を目にする機会は非常に多いです。したがって、速やかな出願が必要です。

(2) 識別力の高い商標を出願

冒認商標が非著名商標の冒認出願である場合、「正当な権利者の商標を知り得たことを示す証拠」を提出できませんでしたが、日本で使用していた

商標の識別性が非常に高かったため、冒認商標の出願人が正当な権利者の商標を知り得たと判断した判例もあります。

したがって、文字と図形の組み合わせ等、識別力の高い商標を用いることも考慮して下さい。

(3) 普段からの資料の整理

冒認商標又は地名商標を発見した場合や、冒認商標又は地名商標の権利者から警告を受けた際に速やかに対応できるようにするため、過去の使用実績（使用許諾を含む）、代理店関係、広告宣伝及び商標登録の記録等の日付入り資料を普段から保存管理しておくことが重要です。

(4) 定期的な市場調査

既成事実が積み重ねられてしまうのを防ぐため、定期的な市場調査を行い、問題となりそうな商標が出回っていないか調査することが大切です。

Q 12. 日本産であることを示すために、地名が入った商標を是非とも取得したいと考えていますが、台湾では日本の地名の入った商標の取得は可能でしょうか？

(A) 商標中の「地名」の部分で「不専用」とする、或いは地域団体商標として出願することにより、地名入りの商標を取得することが可能です。

台湾の商標法には、商標中の説明的な又は識別

性のない文字等の部分の専用権を放棄することにより、商標の登録を受けることができるという規定があります。例えば、「地名+識別力のある文字」、或いは「地名+識別力のある図形」の組み合わせで出願し、「地名」の部分については、出願人が「不専用」の声明をする、或いは審査官の職権により「不専用」とすることにより、地名が入った商標を取得することは可能です。具体例を示すと、下記商標は、商標中「北海道」、「生クリーム使用」、「ミルクのおせんべい」、「カスタード風味」の部分について「不専用声明」をすることにより登録されています。

また、台湾では日本と同様、地域団体商標の制度があります。したがって、「地名+〇〇」（例：「琉球泡盛」）といった農産品や伝統工芸品等を台湾で販売することを考えている場合は、地域団体商標の出願も考慮して下さい。ただし、地域団体商標は、組合、協会等の出願しか認めておらず、個人や企業が出願することはできませんので注意して下さい。



## 台湾海峡をめぐる動向 (2010年6月、7月)

## ECFA 調印が台湾にもたらす影響

門間理良 (文部科学省教科書調査官)  
 (元 (財) 交流協会台北事務所専門調査員)

6月29日、重慶市で第5回海峡交流基金会・海峡兩岸関係協会のトップ会談が行われ、その席で ECFA が調印された。その付属文書に示された アーリーハーベスト (ECFA 発効により特定品目の関税を前倒して削減・撤廃すること) は、中国側から台湾側への関税低減は合計 539 項目、台湾側から中国側への関税低減は合計 267 項目におよぶ。この ECFA 調印 (およびその後の発効) は、台湾の将来や中台関係にどのような影響を及ぼすのであろうか。

## 1. ECFA が中台関係に与える影響

## (1) 調印までの経過

6月初旬の段階では調印時期と場所については、当初6月15日から杭州でとか、万博開催中の上海でという話が流れていたものの、いずれも確定的ではなく、馬英九総統が「6月中の調印を希望する」というラインがせいぜいだった<sup>1</sup>。当然、今次 ECFA 協議で最も注目されていたアーリーハーベストの品目も明らかではなかった。

これらの諸点が概ね明らかになったのは、6月13日に北京で実施された第3回 ECFA 正式協議の場である。この協議でアーリーハーベストが中国側 500 項目、台湾側 200 項目となることが確認された。また、ECFA 第4回協議と海峡交流基金会と海峡兩岸関係協会のトップ会談のための予備交渉を同時進行させる方針も確認された (この会議は6月24日、台北の圓山飯店で開かれた)。

結局、ECFA は6月29日に重慶で開催された第5回海峡交流基金会・海峡兩岸関係協会のトップ会談で調印されたのである。

## (2) アーリーハーベストの合意内容

台湾經濟部が発表し、台北駐日経済文化代表処が翻訳した記事を元にまとめると、アーリーハーベストの注目点は以下ようになる。ただし、【表1】～【表4】はその他の資料から筆者が補って作成したものである。なお、中国語の文章になるが、筆者が見たオフィシャルな説明で最もわかりやすかったのが、台湾經濟部が作成したパワーポイント資料「兩岸經濟協議 (ECFA) 貨品及服務貿易早期收穫計畫」である。本資料は經濟部 HP の「業務焦点」にある「兩岸經濟協議 (ECFA) 協商進度説明」内におかれてあるので、興味のある方は覗いていただきたい。

## ● 製造業と農業

中国側が、台湾に対し関税引き下げを同意したアーリーハーベストの製品は合計 539 品目で、これらの製品は 2009 年の中国における台湾からの輸入額から計算すると、合計 138 億 4000 万米ドルとなり、中国における台湾からの輸入額の 16.1% を占めるものであり、適用する中国の平均関税は 9.5% になる。また、台湾が中国に対し関税引き下げを同意したアーリーハーベストの製品は、合計 267 品目で、これらの製品は 2009 年の台湾における中国からの輸入額で計算すると、合計 28 億 6000 万米ドルとなり、台湾における中国からの輸入額の 10.5% を占め、台湾が適用する平均関税は 4.2% である。兩岸のアーリーハーベストの製品リストの品目数および貿易比率は、それぞれ約 1 対 2 および 1 対 5 だった。

現在、台湾において中国からの輸入を許可していない農産品 830 品目については、現行の制限規

【表1】中国側が同意したアーリーハーベスト

品目	項目数	貿易高 (100万米ドル)	中国の台湾からの総輸入額に占める割合
石油化学	88	5944.08	6.93%
繊維	136	1588.34	1.85%
機械	107	1143.39	1.33%
輸送用機器	50	148.44	0.18%
その他(鋼鉄・金属製品・工具・電機など)	140	4997.21	5.84%
農業	18	16.08	0.02%
合計	539	13837.54	16.14%

資料出所：台湾經濟部「沓、製造業早期収穫計画 一、我方要求清單（陸方降税）」

【表2】台湾側が同意したアーリーハーベスト

品目	項目数	貿易高 (100万米ドル)	台湾の中国からの総輸入額に占める割合
石油化学	42	328.69	1.21%
繊維	22	124.24	0.46%
機械	69	473.97	1.75%
輸送用機器	17	408.94	1.51%
その他(化学・染料・顔料・電子・電機など)	117	1521.92	5.61%
農業	0	0	0%
合計	267	2857.64	10.53%

資料出所：台湾經濟部「沓、製造業早期収穫計画 二、陸方要求清單（我方降税）」

定を維持し、さらなる開放は行わない。また、現在すでに開放している中国からの輸入農産品1415品目についても関税引き下げは行わない。しかし台湾は、その他の活魚、エノキダケ、茶葉、オレンジなど18品目を含む台湾の農産品に対する関税優遇の提供を中国側から勝ち取った。

● 関税引き下げのスケジュール

双方はアーリーハーベストの平均税率および実質的な平均税率を盛り込んでいるため、台湾側はいずれも大陸の半分となり、中国側の台湾製品に対する税率は10%~15%に集中し、台湾側の中国製品に対する税率は2.5%~5%の間となった。協議後、双方は、同様の関税引き下げ方式を採り、アーリーハーベスト実施2年の間に3段階に分けてゼロ関税としていくことに同意した。しかし、

双方は異なった基準を適用し、台湾が適用する関税引き下げレベルは中国の半分である。

● 成果と効果・利益

(i) 台湾側は「中国からの農産品輸入のさらなる開放を行わない」および「中国からの労働者の台湾における就労を開放しない」の公約を确实且つ誠実に守ると共に、中国側から台湾の競争力のある一部の農産品に対する前倒しゼロ関税への同意もさらに勝ち取った。

(ii) 中国側と台湾側の製品のアーリーハーベスト計画における品目数の割合は約1対2(約267品目対539品目)で、金額の割合は約1対4.8(約28億6000万米ドル対138億4000万米ドル)だった。この比率は現在の兩岸貿易額の比率に相当する。

【表 3】中国側のアーリーハーベスト関税引下げ方式

2009 年関税率 (X%)	協議税率適用開始年月日		
	2011 年 1 月 1 日	2012 年 1 月 1 日	2013 年 1 月 1 日
$0 < X = 5$	0	0	0
$5 < X = 15$	5	0	0
$15 < X$	10	5	0

資料出所：ECFA 調印文付属文書 1

【表 4】台湾側のアーリーハーベスト関税引下げ方式

2009 年関税率 (X%)	協議税率適用開始年月日		
	2011 年 1 月 1 日	2012 年 1 月 1 日	2013 年 1 月 1 日
$0 < X \leq 2.5$	0	0	0
$2.5 < X \leq 7.5$	2.5	0	0
$7.5 < X$	5	2.5	0

資料出所：ECFA 調印文付属文書 1

(iii) 中国側が受け入れたアーリーハーベストの適用範囲は幅広く、台湾の各中小企業にまで及んでいる。しかし、台湾側は、貿易自由化により産業の損害を受けやすい 17 品目の関連製品は盛り込まなかった。

(iv) 台湾にとっての効果と利益

・中国が台湾に対する関税引き下げに同意したアーリーハーベストのリストの中で、その 20% は台湾製品が中国市場において、東南アジア諸国連合 (ASEAN) のし烈な競争に直面あるいは競争力が劣勢となっている製品である。これは、台湾が競争力はあるが、高関税の制限を受けることにより競争条件が弱体化している製品に対してプラスとなり、中国市場において直面している ASEAN 製品の競争力の脅威を緩和できるものである。

・中国が台湾に対する関税引き下げに同意したアーリーハーベストのリストの中で、その 50% は労働力集約型の伝統産業、中小企業、農産品に属するものである。これらの製品は、中国において適用されていた税率はいずれも 10% 以上のもの

であり、台湾の伝統的な中小企業が市場を切り開く上で機先を制することができるようになる。

・台湾の内需型の伝統産業、中小企業が比較的多い産業、農業関連製品、中国に対する輸入規制、現在反ダンピング関税が課せられている製品は、中国の善意による対応の下で、台湾のアーリーハーベストのリストに盛り込まれなかった。これにより台湾の農業、伝統産業、中小企業の生存空間を効果的に保障することができた。

#### ● サービス貿易におけるアーリーハーベストの内容について

(i) ECFA は世界で初めて枠組み協議において、サービス貿易のアーリーハーベストを盛り込んだ協議であり、話し合いを通して、中国は台湾に対して 11 項目 (金融サービス業 3 項目、非金融サービス業 8 項目を含む) の開放に同意した。また、台湾は中国に対して 9 項目 (金融サービス業 1 項目、非金融サービス業 8 項目を含む) を開放することに同意した。

(ii) 他国のサービス業者が便乗するのを回避するため、ECFA では、サービス貿易のアーリー

ハーベストの業種別および開放措置の適応に対しても、サービス提供者の定義を取り決めた。また、双方のサービス業者は必ず関連規定に合致していなければならない、それにより初めて優遇措置を受けることができる。たとえば、台湾側の業者が、中国にビジネス拠点を設立し、サービスを提供しようとする場合、医療サービス業以外は、それが台湾において先に運営されているサービスの業種と中国においてサービス提供を予定する業種が同一でなければならない、(コンピューター業は、中国ではコンピューターサービスを提供できるのみ)尚且つ、連続3年間の経営実績(金融サービス業は連続5年間の経営実績が必要)を必要とし、所得税を納め、事業所を所有あるいは賃貸している事実も備えていなければならない。

(iii) サービス貿易面のアーリーハーベストの内容について総合的に述べると、台湾のサービス貿易は世界貿易機関(WTO)において開放を公約しているレベルは比較的高いことから、台湾がサービス貿易においてアーリーハーベストに盛り込まれた項目は、台湾がWTO加盟における公約を超えてはならず、台湾に対する影響は実際には限定的なものである。さらには協議内容にも、サービス貿易の臨時的な緊急のセーフガード措置条項を盛り込んでいる。中国のサービス提供者が来台後、台湾国内のサービス業に対して実質的に不利な影響をもたらした時には、台湾は緊急のセーフガード措置を発動する協議を行うことができ、双方は共同で解決方策を求めていくようにする。また、中国側の開放項目を見ると、いずれもがWTO加盟において公約した優遇措置を超えてはいない。

台湾の業者は韓国、日本、欧米などその他のWTO加盟国と比べ、より優待条件を受けることができる。たとえば、その他の国の業者が中国に投資・経営する時には、合弁とする制限を受けるが、台湾はECFAのサービス提供者に関する定

義に合致するサービス業の台湾企業が、中国で開放された部門の同業の投資を行う時に、独自資本による経営の優遇を受けることができ、資金調達および経営管理面で、より一層の円滑性と弾力性を持つものとなる。

全体として述べると、ECFAは、製品の関税引き下げ、サービス業の市場開放、双方向の投資に対する促進と保障、知的財産権の保護、経済・産業の協力などの分野といった経済・貿易面における幅広いテーマに及んでいる。しかも、ECFAの調印は、兩岸の優位性の相互補助にプラスとなり、台湾企業の競争力を向上させ、外国企業に台湾向け投資を増加させることになり、それにより就業の機会も創出することになる。経済部の試算では、長期的には26万人の就業の機会を増やすことになり、さらにはアーリーハーベストに盛り込まれた製品がゼロ関税になった後、6万人の就業の機会を増やすと見込んでおり、ECFAは兩岸の人々に、長期的且つ具体的な経済・貿易面での恩恵をもたらすものと予想している<sup>2</sup>。

### (3) ECFA 締結がもたらす台湾への影響

以上が台湾経済部によるECFA評価である。ECFAが発効すれば、アーリーハーベストに載せられた製品貿易が程度の差こそあれ一層進展することは間違いない。また中台間貿易がより振興していく過程で雇用効果が生まれることも予想されている。大陸委員会では新たに25.6万~27.3万人の雇用が期待できると算出している<sup>3</sup>。さらに、ECFA効果で中台間の貿易が活性化することで、台湾の経済成長率の向上が期待できるとする予測が増えている。たとえば台湾総統府の直属研究機関である中央研究院は、今年の経済成長率の見通しを昨年末の前回予測から2.16ポイント引き上げ、6.89%に上方修正した。上方修正の理由として、国際経済の回復と企業の将来における経済回復への自信およびECFA効果で民間投資の

大幅な増加が期待できることを挙げている<sup>4</sup>。また、馬英九総統は7月13日、ECFA 調印効果で今年の台湾訪問者は延べ500万人を超え、運輸、ホテルなどで1800億台湾元のビジネスチャンスがもたらされると指摘した<sup>5</sup>。

個別の分野で見ると、台湾が中国側に（最終的）ゼロ関税を認めさせた農産品とは魚（生、冷凍など各種）や蘭、バナナ、メロン、ドラゴンフルーツ、緑茶、ウーロン茶などである。台湾の農業委員会は5種類の果物（レモン、メロン、オレンジ、バナナ、ドラゴンフルーツ）がリストに入り関税が2013年までにゼロになることで、これら5種類の果物のほかにすでに中国が台湾に対しゼロ関税を実施しているパイナップル、ライチ、パパイア、マンゴーなど15品目の果物と合わせて対中国輸出が伸びるだろうとの予測を出している<sup>6</sup>。また、関税がゼロになることによって、台湾が打撃を受けることが予想される斜陽産業17項目とは靴下・寝具・縫製品・タオル・下着・スーツケース・水着・セーターなどの産業を指している。

このように、今回のアーリーハーベストのリストは中国側が大きく譲歩した内容になっている。それが、また台湾にとっては不安の種にもなっている。民進党の蔡英文主席は6月13日、同リストについて中国側が台湾側に大きく譲歩し、500項目を受け入れたことについて、これによって台湾が利益を獲得したと考えるのは間違いであり、今は中国側が犠牲を受け入れているが、将来は台湾側が借りを返さなければならないと批判した<sup>7</sup>。また、ECFAに批判的な識者は、前掲の18項目の農産物はもともと輸出量が少ない上に、中国における付加価値税17%などその他の非関税障壁が排除されていないことを指摘しており、中国での売上増加は期待できないとの見方を表明している<sup>8</sup>。

野党民進党や台湾団結連盟は、これまでECFAに反対する立場から、ECFA 調印の是非を住民投

票に問うべきだとしてきた。しかし、これは6月3日に開かれた行政院住民投票審議委員の審議の結果、過半数の同意が得られず、棄却され、住民投票は行われなかった<sup>9</sup>。

次に民進党が訴えたのは大規模デモの実施である。6月26日、台北で実施されたデモ行進は主催者発表で約15万人（警察発表では3万2000人）を集めて実施された。これは蔡英文民進党主席や李登輝元総統がデモの先頭に立った<sup>10</sup>。これはある程度の成功を収めたと言えるかもしれないが、ECFA 調印に関して民進党が行った世論調査結果によれば、66.7%の住民がECFA 支持を表明していることが明らかになっており<sup>11</sup>、一概に反対とは言えなくなってきたのである。

なお、ECFA が効力を発揮するには調印後に発効しなければならないが、台湾の場合は立法院での審議と表決がその重要な手順となっている。国民党はECFA を条約に準じたものとして扱う、すなわち条文を個別に審議するのではなく、一括して表決にかけようことを主張した（ただしECFA 締結により関連法の改正を行う必要はでてくる）。これに対して、民進党は条文ごとに審議することを主張したが、7月8日における立法院での審議で、国民党がECFA に関する2協議と関連改正法案を本会議での採決に回す案を強行採決した。これに反対する民進党との間で乱闘騒ぎとなり、国共両党の立法委員が負傷する事態となった<sup>12</sup>。もともと議員数で少数の民進党には多数決による決定という正当な戦いでも、乱闘という「不正規戦」でも勝ち目はない。そもそも乱闘騒ぎは内外に与えるイメージ自体がよくないことはなほだし。民進党に残された道は、ECFA 調印・発効の是非を立法院に限らず広く台湾民衆に問い、批判的な民衆の票を11月末に行われる5大市長選挙に結び付けることで党勢を拡大していくという戦法しかないように思われる。

#### (4) 台湾は各国との FTA 交渉開始を期待

馬英九総統は中国との ECFA 調印の意義を次のように強調する。「ECFA の調印は、台湾、兩岸、アジア太平洋地域ひいては世界各国にとり、いずれもきわめて重要な意義があり、『3つの大きな前進、4つの証明』を示すものとなった。第1に、ECFA は台湾が経済的な孤立を打開する大きな第1歩であり、台湾が経済による辺境化の脅威を抜け出すことになったのである。第2には、ECFA は兩岸の経済・貿易がウィンウィンの協力に向かう大きな1歩であり、制度化された枠組みの下で、台湾のためにさらに多くのビジネスチャンスを生み出し、より多くの就業の機会を増やすことができるのである。第3に、ECFA はアジア地域の経済統合を加速させる大きな1歩であり、今後、台湾の価値はアジア太平洋地域および国際社会においてさらに大きく重視されることになり、台湾は各国企業が中国大陸へ進出するためのステップボードになっていく可能性がある」<sup>13</sup>。

また、馬総統は7月6日、日本電子書籍出版協会代表理事の野間省伸氏と会見し、ECFA が将来の日台経済貿易協力や中国市場の共同開発にとって、新たなダイナミズムと絶好の機会を提供すると述べるとともに、中国が台湾に対して解禁した11項目のサービス業早期収穫リストに電子書籍産業は入っていないが、ECFA 発効から6カ月後に始まる次の段階の交渉で、解禁対象に入れるよう中国側に求めていく考えを示した。さらに ECFA と同時に中国との知的財産権保障協力協定に調印が行われたことは、電子書籍産業の将来の中国市場での発展に重要な意義を持つと指摘するとともに、2007年に台湾での書籍出版は4万5000種、中国は13万5000種で、中国の人口が台湾の57倍であることを考えると、台湾での出版の原動力は中国の19倍だと指摘するなど、ECFA がもたらすであろうビジネスチャンスを強調しているのである<sup>14</sup>。

FTA 調印の期待は日米ばかりではない。中国と ECFA を結んだことで、中国がすでに FTA を結んでいる ASEAN との間に FTA (あるいは何らかの経済協力協定) を結ばないかという期待は大きい。その中でも交渉が進んでいるのが華人国家シンガポールである。最近、台湾総統府は台湾とシンガポール双方間の経済協力協定調印への推進に対し、中国大陸側からの介入妨害はなかった。これについて、総統府の羅智強スポークスマンは評価の意を示すと共に、以下3点の声明を発表した。

- ①中国は台湾を尊重し、わが国が世界貿易機関(WTO)の枠組みの下、シンガポールとの経済協力協議調印への推進に対し、介入妨害することはなかった。これは実務的且つ台湾の利益に合致した中国の姿勢であり、台湾はこれを評価する。
- ②中国側は以前、実務的且つ合理的な態度をもって、台湾が他国と「自由貿易協定(FTA)」または経済協力協定に取り組むのを見守ると表明した。さらに、今回の台湾とシンガポール間の経済協力協定調印への過程において、中国は具体的な行動により、これについての尊重および誠意を示した。こうした姿勢を実行したことは、必ずや兩岸関係の平和および共栄の発展にプラスとなるであろう。
- ③対外貿易は台湾経済の重要な拠り所であり、今後台湾が引続きその他の貿易パートナーと WTO の枠組みの下で、関連する経済協力協議への調印を求めることを通して、地域の経済統合プロセスへより一層参加し、それにより台湾の競争力を引き上げていくものである<sup>15</sup>。

今のところシンガポールとの交渉は順調のようであるが、この声明は中国への牽制のようにも聞

こえなくもない。これがどこまでうまく進むかは、まだはっきりしないところが多い。ECFA交渉中から中国は台湾政府に対して、他国との政府間協議を自粛するように圧力をかけている事実があるからだ<sup>16</sup>。また、中国商務部の高虎城副部長は7月26日の国務院記者会見でECFAは「1つの中国の原則の下で两岸が調印した主権問題にかかわらない協定である」とし「中国は台湾がASEANなどいかなる主権国家とも主権問題に関係してくるFTA(自由貿易協定)に調印することには反対する」と述べている<sup>17</sup>。

このような中国の牽制に対して、行政院大陸委員会は6月29日、「(各国家が)地域経済統合の枠組みに参加するのは世界的な潮流」であり「WTO会員国の権利」また「台湾人民の願い」であるとし、ECFA署名を受け、台湾は他の国々との間でもFTA締結に向けた協議を積極的に進めていくべき、とする考えを示した<sup>18</sup>。

なお、台湾はミャンマーやカンボジア、ベトナムなどとも、次の交渉のターゲットにしているようだ。そういった中で、今次ECFAの台湾側の交渉の中心となった経済部国貿局の黄志鵬局長がベトナム代表に転出するという報道が出ている<sup>19</sup>。これは依然未確定情報ではあるが、ECFA交渉の第二段階は新たな人材に任せて、これまでの交渉で培ったノウハウをベトナムで活かしてほしいという馬總統の考えがあるようだ。

##### (5) 今後の中国との関係は？

今次のECFAの調印(と発効)は新たな中台関係の始まりを示すものとなる。今回の協議で注目されたアーリーハーベストのリストに加えてECFA発効後半年でさらに新たな関税減免のリストに関して協議に入る。また、遅くとも2011年6月を目途に双方による商品貿易・サービス貿易・投資障壁・紛争解決に関する協議をスタートさせることに同意したとECFA調印文書に明記

されているからである。今後、中台は「两岸経済協力委員会」を設けて経済実務の協議を行っていく。同委員会は早ければ9月にも発足する見込みと報じられているが<sup>20</sup>、これまで以上に急速に中台間の経済貿易関係が深まっていくとともに人の往来が激増していくことは疑いない。台湾交通部観光局の発表によれば、2010年上半年で台湾を訪れた中国人は観光客が65万849人(成長率159.02%)、ビジネス客が4万1742人(同34.24%)で合計84万48人(同77.82%)となった。観光客数では日本の33万人、香港・マカオの27万人をはるかに超えている<sup>21</sup>。ビジネス客数では日本の13万人、アメリカの6万人に見劣りはするものの、ECFA発効後はこの分野の客数も激増するものと思われる。

ECFA調印は中台関係にどのような力関係の変化をもたらすのだろうか。馬英九總統は7月20日、台北県政府で開かれたアジア台湾商会連合総会の年次総会に出席し、「台湾は(ECFAで)ようやく他国との公平な競争環境を手にした」と述べた。一方民進党の呂秀蓮前副總統は「ECFAは(中台)の経済統一を政治統一へ進めるもの。締結日がCEPA(中国本土・香港経済連携緊密化取決め)と同日であるのはどういう意味なのか、国民党に問いたい」と批判した<sup>22</sup>。また、民進党の林右昌スポークスマンは「これで台湾の『香港・マカオ化』が進む。国内の貧富の差も拡大するだろう」と警鐘を鳴らした。同氏はまた、馬英九總統の言う「ポストECFA時代」は「香港化の開始」を指し、将来は「黄金の10年」ではなく、多くの中小企業や労働者、若者にとって「没落の10年」になると述べるのである<sup>23</sup>。

だが、筆者が強調しておきたいのは、経済貿易関係が今後一層進展していけば、いかに馬英九政権が経済交渉を優先させると言明していても、否応なく政治交渉が日程に浮かんでくることにならざるを得ないということである。そうなったと

き、台湾に交渉を拒めるだけの体力と気力が残っているかは気がかりなところである。

## 2. 台湾軍事

### (1) フランス在台協会が軍事部門を閉鎖？

5月31日付『自由時報』紙が、フランスが7月に在台湾協会（大使館に相当）の技術部門（軍事交流を担当）を閉鎖すると報じた。康定級（ラファイエット級）フリゲート購入に絡み、台湾政府が納入元の仏メーカーにリベート返還を求めた裁判で、台湾側が勝訴したことに不満の意を示したものと同紙は分析している<sup>24</sup>。



【写真】康定級フリゲート1番艦「康定」

資料出所：台湾国防部

在台の大使館は武官をおくことができる。他方フランスやアメリカ、日本のような国交を結んでいない国の代表処には正式な武官をおくことはできないものの、自国の国防関係部門から代表処に要員を派遣しているケースがある。これは制服現役組が一時的に出向の形をとっていたり、退役組が雇用契約を結んだりして派遣されているのだが、台湾国防部からは武官と同等の扱いを受けている。今回の報道では、このような立場の要員のいる部門が閉鎖されるというものである。

フランスは台湾に対して、康定級フリゲートの

ほか、ミラージュ 2000-V型戦闘機やその搭載武器（「MICA」空対空ミサイル）、APILAS対戦車ロケットなどの武器を供与している。消耗部品補給やメンテナンスに関しては契約があるので心配はないものの、フランス製の武器を運用している以上、代表処に軍事部門の要員がいた方がなにかと便利なことは確かであろう<sup>25</sup>。

なお、台湾の軍事絡みの記事は真偽不明のものも少なからず掲載されているが、今回の報道については台湾外交部がすぐにプレスリリースを出し、フランス政府が予算削減の見地から在台フランス協会の当該部門の閉鎖の可能性があることを認めている<sup>26</sup>。

### (2) 将官昇任人事と主計局長人事

6月27日、国防部は半期に一度の将官昇任者名簿を発表した。それによると中将への昇任は4名、少将への昇任は26名だった<sup>27</sup>。

また、国防部主計局長に陳松培少将が任命された<sup>28</sup>。主計局長はこれまで中将が当てられるのが通例である。前任の趙一鳴中将は、まだ少将（2004年1月1日付で少将昇進）の階級だった2008年11月3日に主計局長に任じられ、2009年元旦付で中将に昇進している。よって、局長でありながら少将だった期間は2カ月足らずだったが、陳少将（2005年7月1日付で少将昇進<sup>29</sup>）は、今般発表された将官昇任名簿には掲載されていない。次の中将昇進の機会には2011年元旦であるから、この時に昇進できたとしても半年間は少将の階級のまま局長職を勤めることとなる。これが現在進められているダウンサイジングの一環という見方もできる。

なお、ダウンサイジングとの関係で最も注目されている局長級ポストは、総政治作戰局局長ある。同局はその他の局と格が異なる。もともとは総政治作戰部を名乗りその責任者は主任で上将にあるものが補職されていた。その後、同部は縮小に向

かい、総政治作戦局に名称変更となったが、その当初は局でありながら頭に「総」の字がつき、通常は中將が補職されることを上將が局長を務めていた。現在は中將の階級にある副局長が代理局長を務めているが、現在立法院で審議されている「総政治作戦局組織条例」修正案が通過すれば、名称は政治作戦局となり局長は中將が当てられることになる<sup>30</sup>。

### (3) 馬英九總統、自己防衛の決心を強調

馬英九總統が CNN のインタビュー（4月30

日）で「我々はアメリカ人に対して台湾のために戦ってくれとは要求しない」と述べたことが波紋をよんでいた。これは、対米関係で一定の距離を置く姿勢を示すことで、中台関係をより良好化させる狙いが馬英九總統にあるのではないかとも見られていたが、馬總統は発言の真意が、台湾は自己防衛の決心を示さなければならず、自分の国は自分で救わなければならないという意味であると總統府で会見したバーガード AIT 理事長に説明した<sup>31</sup>。

- <sup>1</sup> 台湾總統府プレスリリース「總統接見美國在台協會 (AIT) 理事主席薄瑞光 (Raymond F. Burghardt)」(2010年6月4日)。
- <sup>2</sup> 台湾經濟部「第5回「江・陳会谈」で調印された ECFA のアーリーハーベスト内容について」(2010年6月29日) 駐日台北經濟文化代表処 HP『台湾週報』(2010年7月2日)。
- <sup>3</sup> 行政院大陸委員会 HP の ECFA 関連 Q&A「ECFA 答客問」を参照。
- <sup>4</sup> 中央研究院プレスリリース「2010年台湾經濟情勢總展望之修正：前景亮麗 持續溫和成長」(2010年7月19日)。
- <sup>5</sup> 「馬：來台觀光商務人次 今年可逾500萬」『中国時報』(電子版)(2010年7月14日)。
- <sup>6</sup> 台湾行政院農業委員会プレスリリース「簽訂 ECFA 國產水果競爭力提升」(No5858)(2010年6月29日)。ちなみに、「台湾產熱帶果物の対中輸出は2007年の9600トンから2009年には1万2000トンにまで増加している」と同プレスリリースには記されている。
- <sup>7</sup> 「泛綠宣示：反 ECFA 十年抗戰」『自由時報』(電子版)(2010年6月14日)。
- <sup>8</sup> 「18項農產品 恐怕看得到吃不到」『自由時報』(電子版)(2010年6月25日)。
- <sup>9</sup> ECFA 調印後、台湾團結連盟が再度行った民意調査によれば、53%が ECFA を住民投票にかけることに賛成、反対は31%で、15%は回答なしだった(「台聯民調：逾半民眾贊成 ECFA 公投」『自由時報』(電子版)(2010年7月21日)。
- <sup>10</sup> これらについては、石原忠浩「直轄市長選挙候補の選出と ECFA 抗議デモの実施」『交流』No832(2010年7月号)を参照されたい。
- <sup>11</sup> 「民進黨民調：66% 支持 ECFA」『聯合報』(電子版)(2010年6月19日)。これについては、民進黨より、『聯合報』紙は調査結果を曲解していると反論が出た(民進黨プレスリリース「聯合報扭曲詮釋民進黨民調」2010年6月19日)。
- <sup>12</sup> 「立法院流血混戰 ECFA 選付二讀；又見激烈攻防藍綠都掛彩！民進黨郭政成摔落主席台 國民黨吳育昇眉角流血縫8針」『中国時報』(電子版)(2010年7月9日)。
- <sup>13</sup> 台湾總統府プレスリリース「馬英九總統が ECFA 調印後の台湾の新しい契機について語る」(2010年7月1日) 駐日台北經濟文化代表処 HP『台湾週報』(2010年7月5日)。
- <sup>14</sup> 台湾總統府プレスリリース「總統接見日本電子書籍出版社協會代表一行」(2010年7月6日)。
- <sup>15</sup> 台湾總統府プレスリリース「台湾とシンガポール間の經濟協力協定調印への推進に対する中国大陆側の不介入を評価」(2010年8月5日)。
- <sup>16</sup> 「中國阻簽 FTA 泛綠：反 ECFA 有理」『自由時報』(電子版)(2010年6月3日)。
- <sup>17</sup> 「大陸商務部副部長高虎城稱：大陸反對台灣與主權國家簽 FTA」『工商時報』(電子版)(2010年7月27日)。
- <sup>18</sup> 行政院大陸委員会プレスリリース「陸委會：以既定步伐參與區域經貿整合」(No049)(2010年6月29日)。
- <sup>19</sup> 「ECFA 第二階段談判換將 傳黃志鵬調駐越南代表」『工商時報』(電子版)(2010年7月28日)。
- <sup>20</sup> 「兩岸經合會最快9月成立 國貿局長黃志鵬：定位次長或司局長層級，做為 ECFA 諮商平台」『工商時報』(電子版)(2010年7月13日)。
- <sup>21</sup> 台湾交通部觀光局「台湾觀光資訊月報」(2010年7月15日)。
- <sup>22</sup> 「亞洲台商年會 ECFA 火花四射」『聯合報』(電子版)(2010年7月21日)。
- <sup>23</sup> 「與 CEPA 同日 ECFA 在重慶簽了」『自由時報』(電子版)(2010年6月30日)。

- <sup>24</sup> 「不滿拉艦仲裁案台灣勝訴/法七月關閉在台協會技術組」『自由時報』（電子版）（2010年5月31日）。
- <sup>25</sup> 「幻象與拉艦維修 合約保證」『自由時報』（電子版）（2010年5月31日）。
- <sup>26</sup> 台湾外交部プレスリリース「澄清有關媒體報導「法七月關閉在台協會技術組」事」（No.102）2010年5月31日。
- <sup>27</sup> 「國防部公布九十九年下半年將官晉任名單」『軍事新聞通訊社』（電子版）（2010年6月27日）。
- <sup>28</sup> 「楊念祖主持新任主計局長任職布達」『軍事新聞通訊社』（電子版）（2010年6月30日）。
- <sup>29</sup> 「總統核定將官晉任名單」『軍事新聞通訊社』（電子版）（2005年6月26日）。
- <sup>30</sup> 「國軍將級人事調、晉任作業依規定辦理」『青年日報』（電子版）（2010年6月17日）。
- <sup>31</sup> 台湾總統府プレスリリース「總統接見美國在台協會（AIT）理事主席薄瑞光（Raymond F. Burghardt）（2010年6月4日）。

## 「チャイワン」について、想う

(財) 交流協会 専務理事 井上 孝

6月29日、重慶において、兩岸 ECFA（経済協力枠組み取り決め）が締結されました。

新聞紙上には「日韓企業に影響」（6月30日付日経朝刊）、「台湾、国際市場で存在感」（7月5日付日刊工業）、「アジア F T A、中台が主軸へ。台湾、シンガポールと年内に協議。中韓交渉入り探る」（8月6日付日経朝刊）、などの見出しが踊っています。

ECFA は枠組み取り決めであり、一部アーリー・ハーベスト部分を除けば、その主要部分は、発効後六カ月以内に開始される個別協議に委ねられることになっていますし、個別協議についても、明示されているのは開始期限のみであり、協議の完了期限については定められていません。

そのような早期段階でのこのような報道ぶりは、我が国における ECFA 締結に対する関心の高さをうかがわせますが、多くの記事は、東アジアで経済連携競争が激化する中で日本が取り残されるのではないかという視点から報じられています。

他方、お隣の韓国では、ECFA 締結が自国にとって不利益をもたらすのではないかとの警戒感をストレートに示す声が、有力企業、マスコミ、政府等から出されています。この際に用いられるのが「チャイワン」という言葉です。China + Taiwan = チャイワンであり、市場・生産・技術で両岸がより一体化することへの韓国の警戒感を示すものです。

いまや最大の需要・生産センターとなりつつある大陸に存在する台湾企業の子会社は、既に台湾国内での就業者数に匹敵する 1,000 万人を雇用していると言われます。また、大陸の輸出企業のうち最大社を含めかなりの部分を台湾企業子会社が

占めているのは周知のとおりです。ECFA の結果、兩岸間のヒト・モノ・カネの交流が更に緩和される訳ですから、たとえ大陸市場で日台韓が激しく競合している液晶パネルなどが当面の関税引き下げ対象から除外されているとはいえ、周辺国にいろいろな影響を与えることになるのは当然です。

日台韓三国にとって大陸市場が極めて重要という点は共通ですが、その中で、台湾と韓国の大陸に対する輸出構造類似度が極めて高いのに比べ、日本のほうが相対的に大陸への輸出品目が分散しており、結果として、大陸市場での競合度が台韓に比べ日台の方が小さいと指摘されています。また、台湾の資本財・部品輸入の 1 / 3 前後が日本からのものであり、台湾経済と日本経済の補完関係がより大きい事実も指摘されています。

このような背景の違いの下で、韓国からはより警戒的な反応が出され、他方、日本からは経済連携に戦略的に取り組んでいないことへの不安的な反応が出てくることになっているのでしょうか。

日台交流の現場にいる者としては、ECFA 締結により惹起された日本国内の関心が日台中ゴールデンライアングルへの戦略的取り組みの契機となることを切望するものです。

なお、台湾の友人にチャイワンという韓国からの問題提起をどう思うかと尋ねたところ、その用語は決定的に誤っており、あえて言うならば「タイナ」= Taiwan + China であるべきだということもな回答があったことを付言しておきます。

また、申しあげるまでもありませんが、以上はすべて筆者の私見です。(了)

## 編集後記

遠い昔になりますが、台湾は、大学で中国語を学んでいた私にとって初めての外国でした。卒業後は台湾とほぼ関わることなく最近に至りました。一昨年、永年勤続で旅行券をいただいたのを機に、思い切って年末に一人で台湾の温泉を回る旅を試みました。いくつかの温泉地でいい思い出を得たので、昨年末に再び温泉巡りに行ったところでした。思いもかけず、今年6月から交流協会で働くことになり、初めて仕事として台湾に関わることになりました。

30数年の間に台湾が著しく変化したことを、今、再認識しています。初めて訪れた1970年代は、桃園の空港や高速道路、原発もなく、鉄道で台湾を一周できませんでした。確か対日輸出品としてシラスや養殖うなぎ・エビが有名だった頃です。それが今や、新幹線が走り、台北や高雄に地下鉄が通り、電子製品が輸出のトップを占めるようになっています。

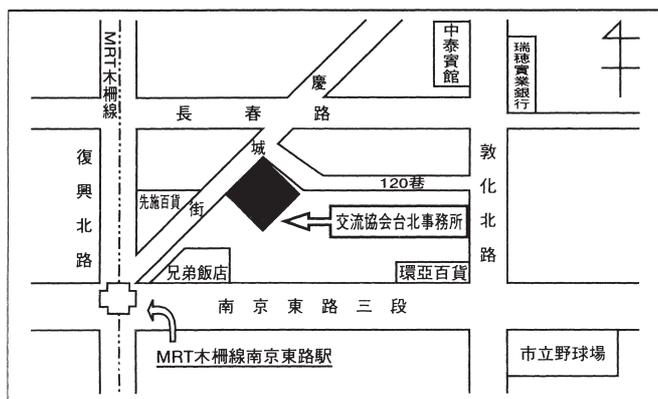
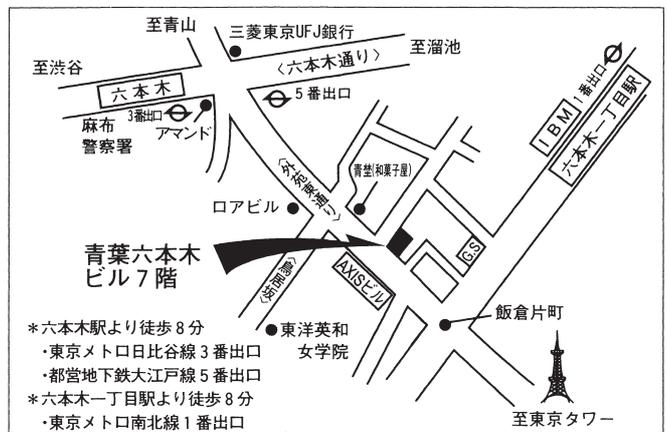
大陸との関係では、反共や反攻の政治スローガンが目立たなくなっただけか、台湾企業が続々と大陸へ進出して100万人もの台湾人が常住し、中国の輸出企業トップ10の内、台湾系企業が6社を占めるまで経済関係が深まっています。また、台湾と北京や上海、地方都市とを結ぶ直行便が飛び、大陸からの観光客で台湾の観光地が賑わうなど、すっかり様変わりしています。

元気な台湾企業と日本企業が連携し、お互いの強みを生かして、中国やアジアに進出しようという動きが日台双方で高まっています。交流協会では台湾関係機関と共に、東京や地方都市で、台湾との連携セミナーや貿易・投資商談会等を開催していく予定です。また、ホームページでも見られるようになった本誌「交流」を通じ、台湾の今を少しでも多く伝えていきたいと考えています。

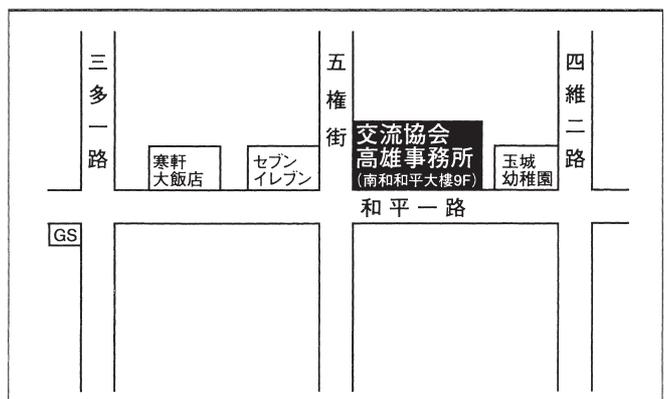
(貿易経済部次長 早瀬 太)

平成22年8月25日 発行  
 編集・発行人 井上 孝  
 発行所 郵便番号 106-0032  
 東京都港区六本木3丁目16番33号  
 青葉六本木ビル7階  
 財団法人 交流協会 総務部  
 電話 (03) 5573-2600  
 F A X (03) 5573-2601  
 U R L <http://www.koryu.or.jp>

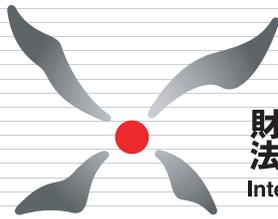
表紙デザイン：株式会社 丸井工文社  
 印刷所：株式会社 丸井工文社



台北事務所 台北市慶城街28號 通泰大樓  
 Tung Tai BLD., 28 Ching Cheng st., Taipei  
 電話 (886) 2-2713-8000  
 F A X (886) 2-2713-8787  
 URL [http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3\\_contents.nsf/Top](http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/Top)



高雄事務所 高雄市苓雅区和平一路87号  
 南和和平大樓9F  
 9F, 87 Hoping 1st. Rd., Lingya Qu, kaohsiung Taiwan  
 電話 (886) 7-771-4008 (代)  
 F A X (886) 2-771-2734  
 URL [http://www.koryu.or.jp/kaohsiung/ez3\\_contents.nsf/Top](http://www.koryu.or.jp/kaohsiung/ez3_contents.nsf/Top)



日本と台湾との架け橋

財団法人 **交流協会**  
Interchange Association, Japan (IAJ)

